

罪を犯した人の支援状況調査報告書

(平成28年9月15日～10月31日実施)



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

はじめに

皆様の御記憶にも新しいと思いますが、平成18年1月7日未明に起きたJR下関駅の火災は、矯正施設を出所したばかりの高齢の知的障害者が、生活保護の受給を断られ、生活費に困った結果、「刑務所に戻りたい。」との思いから放火に至ったことが原因でした。

このように、近年、様々な事件や報道から、矯正施設内に高齢者、知的障害者、精神障害者が増えていることや貧困を背景とした犯罪が起きていることが明らかになり、福祉の支援が必要な人が多数入所していることが分かってきました。

こうした状況を受け、高齢又は障害がある人が矯正施設に入所している時から福祉機関等が関わり、出所前に福祉・医療・住居等の体制を整え、円滑に地域へ橋渡しをしていくことを目的として、平成21年4月から都道府県に地域生活定着支援センターが設置されることとなり、山口県では平成21年7月に山口県社会福祉協議会に設置しました。

本会では、罪を犯した人が福祉事業所等を利用する際にどのような課題があるのか、制度施策や福祉事業所において、今後どのような取組や配慮が必要なのかを検討することを目的として、平成23年9月に「福祉施設における罪を犯した人の受入れ状況調査」を行いました。

この調査により、罪を犯した人が福祉施設に入所する際の課題として、アセスメント期間が不足し、情報がないまま支援をしなければいけない等様々な課題が明らかになりました。このため、本会では「山口県地域生活定着支援センター連絡会議」において、県内の各関係機関・団体と連携し、上記の課題解決に向けた取組を行ってきました。その結果、本県における矯正施設退所者に対する支援について理解が着実に広がってきていることを実感しております。

一方、関係者との勉強会等を通じ、地域の福祉・医療関係者から、身元保証人がいないために施設入所を断られること、個人情報保護によって、障害や犯罪歴等、支援に必要な情報が支援者に十分に伝えられていない等の新たな課題が生じていることが分かってきました。

そこで、平成23年実施の「福祉施設における罪を犯した人の受入れ状況調査」から5年が経過した今、新たにどのような課題が生じてきているのかを明らかにするとともに、課題解決の方向性を検討することを目的として、「罪を犯した人の支援状況調査」実施しました。その結果、以下の4点を課題解決の方向性として整理しました。

- ①地域ごとに支援のノウハウが共有できる場づくり
- ②身元保証に係る役割分担及び既存制度の整理
- ③個人情報保護に配慮した上で、司法・福祉関係機関それぞれが支援に必要と考えている情報の共有
- ④矯正施設退所に対する正しい理解を深めていくための取組み。他利用者やその家族、地域からの理解と協力に向けての取組の推進

これらについて、「山口県地域生活定着支援センター連絡会議」において各関係機関と連携し、課題解決に向けて取組んでまいります。

最後になりましたが、本調査の実施にあたっては、放送大学客員教授田中耕太郎先生をはじめ、「山口県地域生活定着支援センター連絡会議」の構成員の方々に、多大なる御尽力をいただきましたことをここに厚くお礼申しあげます。

平成29年3月

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
会 長 原 昌 克

目 次

I	調査概要	2
II	福祉施設における罪を犯した人の支援状況調査結果	4
III	相談支援機関における罪を犯した人の支援状況調査結果	22
IV	精神科病院における罪を犯した人の支援状況調査結果	39
	《 II～IV共通項目 》	
1	基本事項	
	(1) 施設の種別	
	(2) 施設を運営する法人	
	(3) 施設の所在する市町	
	(4) 回答者の役職	
2	矯正施設退所者の施設・相談支援機関・精神科病院での支援・入院実態	
	(1) 矯正施設退所者の施設入所・福祉サービスの利用・入院の相談状況	
	(2) 矯正施設退所者の施設入所・福祉サービス調整・入院の受入れ状況	
	① 受入れ・調整・入院の人数	
	② 受入れ・調整・入院の際に検討した項目	
	③ 受入れ・調整・入院の体制	
	④ 受入れ・調整・入院の際に妨げとなったこと	
	⑤ 受入れ・調整・入院後に困難であったこと	
	⑥ 受入れ・調整・入院に至らなかった理由	
	⑦ 受入れ・調整・入院を行いやすくするために必要な取り組み	
3	受入れ・調整・入院を行った矯正施設退所者の特性	
4	矯正施設退所者の受入れ・調整・入院についての意見	
V	明らかになった現状と改善の方向性	51
VI	附録	61
	「罪を犯した人の受入れ状況調査」各調査票	

調 査 概 要

1 調査目的

- ・本調査では、医療及び福祉的支援を必要とする矯正施設退所者が、安定した地域生活を送る上で必要な医療及び福祉的支援を受けるまたは利用する際に様々な課題や利用のしづらさを抱えていることから、調査を通じてこうした実態を把握する。
- ・本調査結果と前回の調査結果（「福祉施設における罪を犯した人の受入れ状況調査」）を比較検討し、医療及び福祉的支援が必要な矯正施設出所者の包括的な支援の現状把握を行う。
- ・調査によって明らかになった実態から、制度施策や医療及び福祉の各関係機関において、今後、どのような取組や配慮が必要か検討を行う。

2 調査期間

平成28年9月1日（木）～10月31日（月）

3 調査対象施設

○福祉施設（計452箇所）

【老人保健福祉施設（317）】

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設
老人短期入所施設、生活支援ハウス、介護療養型医療施設

【障害者福祉サービス事業所・障害者支援施設（129）】

療養介護事業所、生活訓練事業所、共同生活援助事業所、障害者支援施設

【保護施設（6）】

救護施設

○相談支援機関（計149箇所）

【相談支援事業所（82）】

【地域包括支援センター（52）】

【生活困窮者自立支援相談窓口（15）】

市社会福祉協議会、パーソナルサポートセンター、社会福祉事務所

○精神科病院（計30箇所）

【精神科病院（30）】

合計631箇所

4 調査方法

調査の方法は、上記の施設等に対し、自記式調査票を用いた郵送調査を実施した。調査票については、事前に学識経験者、行政、矯正施設、職能団体、各福祉団体等の代表者が参加する「山口県地域生活定着支援センター連絡会議」にて、各委員に調査内容等について助言・確認を受け、調査対象の明確化やより適切な選択ができるように修正した。

5 調査対象期間

平成23年度から平成27年度までの5ヵ年間

6 調査対象者

- ・矯正施設を退所直後の人及び過去に矯正施設に入所した経験がある人で福祉的支援及び精神科病院の関わりがある人。

【用語の定義】

- ・「矯正施設」とは：犯罪や非行を犯した人を収容し、改善更生のための処遇を行っている場所。刑務所、拘置所、少年院、少年刑務所、少年鑑別所、婦人補導院の総称。
- ・「矯正施設退所者」とは：矯正施設を退所直後の人及び過去に矯正施設に入所した経験がある人

7 調査項目

- ・施設を運営する法人
- ・施設の所在する市町
- ・回答者の役職
- ・矯正施設退所者の施設入所・福祉サービスの利用・入院の相談状況
- ・矯正施設退所者の施設入所・福祉サービス調整・入院の受入れ状況
- ・受入れ・調整・入院の人数
- ・受入れ・調整・入院の際に検討した項目
- ・受入れ・調整・入院の体制
- ・受入れ・調整・入院の際に妨げとなったこと
- ・受入れ・調整・入院後に困難であったこと
- ・受入れ・調整・入院に至らなかった理由
- ・受入れ・調整・入院をいやすくするために必要な取り組み

8 倫理的配慮

倫理的配慮として、回答内容についてはすべて統計的に処理し、個々の回答を公表することはしない。また、回答について本調査の目的以外で使用することはしないこととした。

9 回収結果

- ・福祉施設における罪を犯した人の支援状況調査
⇒452箇所中、279箇所（回収率：61.7%）
- ・相談支援機関における罪を犯した人の支援状況調査
⇒149箇所中、105箇所（回収率：70.4%）
- ・精神科病院
⇒30箇所中、13ヶ所（回収率：43.3%）

罪を犯した人の支援状況調査結果

- 福祉施設
- 相談支援機関
- 精神科病院

福祉施設における罪を犯した人の支援状況調査結果

≪ 452箇所中、279箇所（回収率：61.7%） ≫

1 基本事項

(1) 施設の種別

施設の種別	件数
a 養護老人ホーム	19(6.8%)
b 軽費老人ホーム・ケアハウス	32(11.5%)
c 介護療養型医療施設	11(3.9%)
d 特別養護老人ホーム	70(25.1%)
e 介護老人保健施設	36(12.9%)
f 生活支援ハウス	12(4.3%)
h 療養介護事業所	2(0.7%)
i 共同生活援助事業所	48(17.2%)
j 自立訓練事業所(機能訓練・生活訓練)	7(2.5%)
k 障害者支援施設(施設入所支援)	36(12.9%)
l 救護施設	5(1.8%)
無回答	1(0.4%)
合計(回答数/全数)	279/279(100%)

施設の種別について尋ねたところ、「特別養護老人ホーム」が25.1%と最も高く、次いで「共同生活援助」が17.2%と高かった。

(2) 施設を運営する法人

法人の種類	件数
a 社会福祉法人	202(72.4%)
b 医療法人	47(16.8%)
c 地方公共団体(県立、市立)	5(1.8%)
d 地方公共団体(区市町直営、一部事務組合)	7(2.5%)
e 民間法人	2(0.7%)
f 非営利法人	10(3.6%)
h その他法人	6(2.2%)
無回答	(0.0%)
合計(回答数/全数)	279/279(100%)

運営する法人について尋ねたところ、「社会福祉法人」が72.4%と最も高かった。

（３）施設の所在する市町

市町	件数
下関市	62
宇部市	30
山口市	33
萩市	18
防府市	16
下松市	5
岩国市	26
光市	9
長門市	8
柳井市	8
美祢市	11
周南市	21
山陽小野田市	10
周防大島町	9
和木町	0
上関町	1
田布施町	4
平生町	4
阿武町	2
無回答	2

（４）回答者の役職（複数回答あり）

役職	件数
a 法人役員	15(5.2%)
b 施設長、福施設長	94(32.3%)
c 事務長・事務局長	40(13.7%)
d 相談援助系職員	54(18.6%)
e 看護職員	6(2.1%)
f 介護職員	9(3.1%)
g 事務局員	32(11.0%)
h その他職員	38(13.1%)
無回答	3(1.0%)
合計(回答数/全数)	291/291(100%)

回答者の役職について尋ねたところ、「施設長、副施設長」が32.3%と最も高く、次いで「相談援助系職員」が18.6%と高かった。

2 矯正施設退所者の福祉施設における支援実態

(1) 矯正施設退所者の施設入所の相談状況

項目	全体回答	高齢者施設	障害者施設	措置施設
a ある	35 (12.5%)	6 (3.7%)	14 (15.4%)	15 (62.5%)
b ない	241 (86.4%)	153 (95.0%)	79 (86.8%)	9 (37.5%)
無回答	3 (1.1%)	—	—	—
合計	279 (100%)	161 (100%)	91 (100%)	24 (100%)

矯正施設退所者の施設利用について尋ねたところ、相談を受けたことが「ある」と答えた施設が35ヶ所（12.5%）に対し、「ない」と答えた施設が241ヶ所（86.4%）であった。

「ある」と答えた施設を類型別で見ると、高齢者施設が6ヶ所（3.7%）、障害者施設（障害者支援施設等）が14ヶ所（15.4%）、保護施設（養護老人ホーム、救護施設）15ヶ所（62.5%）であった。

☆ 前回調査との比較及び考察

前回調査では相談を受けたことが「ある」と答えた施設が19ヶ所（8.6%）であり、今回調査の方が増加している結果となった。

前回調査と今回調査の詳細を見ると、前回相談を受けたことがあると回答した19ヶ所のうち、8ヶ所については今回も相談を受けていた。このことから、今回相談を受けた35ヶ所のうち、8ヶ所を除いた27ヶ所は新たに相談を受けていることが分かった。少しずつではあるが、相談を受けている施設が増加している傾向となった。

・「ある」と答えた施設の年度別相談件数

年度	相談者													合計
	本人	家族	福祉事務所	病院	保護司	保護観察所	矯正施設	民生委員	介護支援専門員	地域包括支援センター	相談支援事業所	地域生活定着支援センター	その他	
平成23年度	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5 (7.2%)
平成24年度	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	6 (8.7%)
平成25年度	0	1	8	0	0	1	0	0	0	1	0	5	0	16 (23.2%)
平成26年度	0	0	5	0	0	3	0	0	0	4	1	5	2	20 (29.0%)
平成27年度	1	0	6	1	1	1	4	0	0	0	3	4	1	22 (31.9%)
合計	1 (1.4%)	2 (2.9%)	25 (36.2%)	1 (1.4%)	1 (1.4%)	5 (7.2%)	4 (5.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (7.2%)	4 (5.8%)	17 (24.6%)	4 (5.8%)	69

施設利用の相談を受けた35ヶ所に相談者が誰であったか尋ねたところ、「福祉事務所」が25件と最も多く、次いで「地域生活定着支援センター」が17件と多かった。また、相談件数は計69件であった。

今回調査において、前回「その他」に含まれていた『矯正施設』、『地域包括支援センター』、『地域生活定着支援センター』を新たに項目として追加した結果、この3機関からの相談が26件/69件（37.6%）であった。

☆ 前回調査との比較及び考察

前回調査では、相談件数の合計は37件であったが、本調査では約1.8倍と相談件数が増加している結果となった。

今回調査で新たに設定した3機関からの相談件数は今後も増加していく可能性がある。また、矯正施設退所者を対象とした支援施策（社会福祉士が矯正施設に設置されたこと、障害者総合支援法における“地域移行支援”の対象者に矯正施設入所者も含まれたこと等）が全国で展開されていることから、今後も相談者が多様化していく可能性がある。

（２）矯正施設退所者の施設入所の受入れ状況

	全体回答	高齢者施設	障害者施設	措置施設
a ある	25(71.4%)	4(2.5%)	9(9.9%)	12(50.0%)
b ない	10(28.6%)	2(1.2%)	5(5.5%)	3(12.5%)
合計	35 (100%)	6 (100%)	14 (100%)	15 (100%)

2－（１）『矯正施設退所者の施設入所の相談状況※P6参照』で「ある」と回答した35施設に矯正施設退所者の施設利用の受入れについて尋ねたところ、受入れを行ったことが「ある」と答えた施設が25ヶ所（71.4%）に対し、「ない」と答えた施設が10ヶ所（28.6%）であった。

☆ 前回調査との比較及び考察

前回調査では施設入所を受け入れたことが「ある」と答えた施設が16ヶ所に対し、「ない」と答えた施設が3ヶ所であり、受入れを行った施設が増加した結果となった。

・「ある」と答えた施設の内訳

施設の種別	回答数(%)
養護老人ホーム	9 (36.0%)
特別養護老人ホーム	1 (4.0%)
軽費老人ホーム	1 (4.0%)
介護老人保健施設	0 (0.0%)
生活支援ハウス	2 (8.0%)
療養介護事業所	0 (0.0%)
共同生活介護・援助事業所	5 (20.0%)
宿泊型自立訓練(生活訓練)事業所	2 (8.0%)
障害者支援施設(施設入所支援)	2 (8.0%)
救護施設	3 (12.0%)
合計	25 (100%)

受入れを行ったことが「ある」施設の内訳では、措置施設である「養護老人ホーム」が36.0%と最も高く、次いで、契約施設である「共同生活介護・援助事業所」であった。

☆ 前回調査との比較及び考察

前回調査では、措置施設である「養護老人ホーム」「救護施設」が最も多かったが、今回調査では「共同生活介護・援助事業所」といった、契約施設への入所も少しずつ増えてきている結果となった。

① 施設の受入れ人数

年度	受け入れた人数		高齢者施設		障害者施設		措置施設	
		後日判明した人数		後日判明した人数		後日判明した人数		後日判明した人数
平成 23 年度	3 (6.3%)	1	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0	3 (10.0%)	1
平成 24 年度	5 (10.4%)	1	0 (0.0%)	0	0 (0.0%)	0	5 (16.7%)	1
平成 25 年度	10 (20.8%)	3	0 (0.0%)	0	1 (8.3%)	0	9 (30.0%)	3
平成 26 年度	15 (31.3%)	1	4 (66.7%)	0	4 (33.3%)	0	7 (23.3%)	1
平成 27 年度	15 (31.3%)	0	2 (33.3%)	0	7 (58.3%)	0	6 (20.0%)	0
合計	48 (100%)	6	6 (100%)	0	12 (100%)	0	30 (100%)	6

受入れを行なったことが「ある」施設が、平成 23 年度から平成 27 年度までに受入れた人数は、合計で 48 人であった。

「ある」と答えた施設を類型別で見ると、高齢者施設が 6 人、障害者施設が 12 人、保護施設が 30 人であった。

「入所時には矯正施設退所者とは分からず、後日判明した」のは、全て措置施設（養護老人ホーム、救護施設）であった。施設側の対応の気付きに関する記述では、「ほとんどの方が緊急入所で、施設内での事前協議がなされない状況での入所となり、事前情報がとても少なく、利用者を理解することに時間がかかり、処遇方針決定に手間取ってしまった。」という意見があった。

☆前回調査との比較及び考察

前回調査時に受入れを行ったことが「ある」と回答した施設が、受入れを行った人数は 20 人であったことから、今回調査においては、受入れ人数は約 2 倍増加している結果となった。

② 受入れの際に検討した項目（3つ選んで回答）

項目	全体回答	高齢者施設	障害者施設	措置施設
a 年齢	1(1.3%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(2.8%)
b 犯罪歴	12(16.0%)	2(16.7%)	3(11.1%)	7(19.4%)
c 生活歴	6(8.0%)	0(0.0%)	2(7.4%)	4(11.1%)
d 矯正施設での処遇状況	2(2.7%)	0(0.0%)	2(7.4%)	0(0.0%)
e 貴施設退所後の受け入れ先の有無	1(1.3%)	0(0.0%)	1(3.7%)	0(0.0%)
f 本人の希望・意欲	13(17.3%)	2(16.7%)	7(25.9%)	4(11.1%)
g 疾患の有無や程度	11(14.7%)	3(25.0%)	2(7.4%)	6(16.7%)
h 障害や要介護の状態	4(5.3%)	0(0.0%)	2(7.4%)	2(5.6%)
i 所持金の有無	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
j 年金等社会保険の加入状況	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
k 本人の判断能力	7(9.3%)	2(16.7%)	2(7.4%)	3(8.3%)
l 親族・家族関係	5(6.7%)	2(16.7%)	3(11.1%)	0(0.0%)
m 保証人の有無	1(1.3%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(2.8%)
n 成年後見人の有無	1(1.3%)	0(0.0%)	1(3.7%)	0(0.0%)
o 福祉事務所の協力・関与	10(13.3%)	1(8.3%)	1(3.7%)	8(22.2%)
p その他	1(1.3%)	0(0.0%)	1(3.7%)	0(0.0%)
合計	75 (100%)	12 (100%)	27 (100%)	36 (100%)

受入れを行なったことが「ある」施設に、施設利用の可否を検討する際に特にどのような点を重視したかについて尋ねたところ、「本人の希望・意欲」が17.3%と最も高く、次いで「犯罪歴」が16.0%であった。

施設の類型別では、高齢者施設は「疾患の有無や程度」が25.0%、障害者施設は「本人の希望・意欲」が25.9%、措置施設は「生活歴」「福祉事務所の関与」が22.2%と最も高かった。

☆ 前回調査との比較及び考察

前回調査では、受入れを行ったことが「ある」施設は、「障害や要介護の状態」が最も高く、次いで「犯罪歴」「福祉事務所の関与」であり、今回調査では、「本人の希望・意欲」を受け入れの際に重視する施設が多かった。

③ 受入れ体制

項目	全体回答	高齢者施設	障害者施設	措置施設
a 特別な配慮はしていない	23 (92.0%)	4(100.0%)	8(88.9%)	11(91.7%)
b 特別な配慮をした	2 (8.0%)	0(0.0%)	1(11.1%)	1(8.3%)
合計	25 (100%)	4 (100%)	9 (100%)	12 (100%)

○ 本調査の結果

受入れを行ったことが「ある」施設に、受入れに際して特別な配慮をしたか尋ねたところ、「特別な配慮はしていない」が92.0%、「特別な配慮をした」が8.0%であった。

※ 「特別な配慮をした」に対する記述

- ・「施設生活で再犯を犯さぬよう、職員の関わり方や支援（単独外出の禁止等）に配慮した」
- ・「継続して取り組んでいた勉強会に「犯罪について」をテーマとし、警察に勉強会の講師に来てもらっている」

☆ 前回調査との比較及び考察

前回調査と同様、特別な配慮を行っている施設は少ない結果となった。

④ 受け入れる際に妨げとなったこと（3つ選んで回答）

項目	全体回答	高齢者施設	障害者施設	措置施設
a 契約の問題	1(1.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(2.9%)
b 援護を実施する自治体の問題	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
c 保証人等の問題	6(8.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	6(17.1%)
d 費用負担の問題	1(1.4%)	0(0.0%)	1(3.7%)	0(0.0%)
e 介護や支援の負担	2(2.7%)	0(0.0%)	1(3.7%)	1(2.9%)
f 罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない	8(10.8%)	1(8.3%)	5(18.5%)	2(5.7%)
g 職員から理解が得られない	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
h 他利用者への人権侵害やトラブルの恐れ	20(27.0%)	4(33.3%)	8(29.6%)	8(22.9%)
i 本人の犯歴を知る利用者・職員がいる	1(1.4%)	0(0.0%)	1(3.7%)	0(0.0%)
j 本人の障害や要介護の状態像が、現在施設を利用している他の利用者像と一致しない	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
k 本人の身体的・精神的疾患の状態により対応が困難	8(10.8%)	2(16.7%)	3(11.1%)	3(8.6%)
l 個人情報の不足	2(2.7%)	0(0.0%)	1(3.7%)	1(2.9%)
m 本人又は家族の同意	2(2.7%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(5.7%)
n 再犯の可能性	9(12.2%)	1(8.3%)	2(7.4%)	6(17.1%)
o 罪名	5(6.8%)	0(0.0%)	1(3.7%)	4(11.4%)
p 各種手帳の取得の問題	4(5.4%)	2(16.7%)	2(7.4%)	0(0.0%)
q 介護認定、障害支援区分認定の問題	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
r その他	5(6.8%)	2(16.7%)	2(7.4%)	1(2.9%)
合計	74 (100%)	12 (100%)	27 (100%)	35 (100%)

受入れを行ったことが「ある」施設に、受け入れる際に妨げになったことを尋ねたところ、全ての施設の類型においても「他利用者への人権侵害やトラブルの恐れ」が27.0%と最も高かった。次いで、「再犯の可能性」が12.2%、「罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない」「本人の身体的・精神的疾患の状態により対応が困難」が10.8%であった。

☆ 前回調査からの比較及び考察

前回調査では、「他利用者への人権侵害やトラブルの恐れ」が最も高かった。次いで、「罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない」「個人情報の不足」が高かった。今回調査において、特に「個人情報の不足」について、回答した施設は少なくなっていた。このことから、前回調査と比較して、個人情報の提供がより進んできている可能性がある。

⑤ 受け入れた後に困難であったこと（3つ選んで回答）

項目	全体回答	高齢者施設	障害者施設	措置施設
a 将来展望が描けない	7(10.9%)	2(16.7%)	3(12.0%)	2(7.4%)
b 地域社会への移行	2(3.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)	2(7.4%)
c 他の施設や医療機関への移行	7(10.9%)	0(0.0%)	3(12.0%)	4(14.8%)
d 介護や支援の負担	5(7.8%)	1(8.3%)	2(8.0%)	2(7.4%)
e 罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない	6(9.4%)	1(8.3%)	3(12.0%)	2(7.4%)
f 職員から理解が得られない	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
g 他利用者への人権侵害やトラブル	12(18.8%)	3(25.0%)	5(20.0%)	4(14.8%)
h 本人の障害や要介護の状態像が、現在施設を利用している他の利用者像と一致しない	4(6.3%)	1(8.3%)	1(4.0%)	2(7.4%)
I 個人情報の取り扱い	5(7.8%)	2(16.7%)	1(4.0%)	2(7.4%)
J 施設利用中の再犯	10(15.6%)	2(16.7%)	5(20.0%)	3(11.1%)
K 無断外出・無断外泊がある	1(1.6%)	0(0.0%)	1(4.0%)	0(0.0%)
L その他	5(7.8%)	0(0.0%)	1(4.0%)	4(14.8%)
合計	64 (100%)	12 (100%)	25 (100%)	27 (100%)

受入れを行なったことが「ある」施設に、受入れ後に困難であったことを尋ねたところ、どの施設類型別でも「他利用者への人権侵害やトラブルの恐れ」が18.8%と最も高く、次いで、「施設利用中の再犯」が15.6%であった。

「その他」に対する記述では、「身元引受人がいない場合でも福祉事務所等の協力が得られない」との意見があった。

☆ 前回調査からの比較及び考察

前回調査では、「他利用者への人権侵害やトラブルの恐れ」と最も高かったことから、今回調査とほぼ同様な結果となった。

⑥ 受入れに至らなかった理由（3つ選んで回答）

項目	全体回答	高齢者施設	障害者施設	措置施設
A 定員がいっぱいであった	3(15.0%)	1(25.0%)	2(22.2%)	0(0.0%)
B 契約の問題	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
C 援護を実施する自治体の問題	1(5.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(14.3%)
D 保証人等の問題	3(15.0%)	1(25.0%)	1(11.1%)	1(14.3%)
E 費用負担の問題	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
F 介護や支援の負担	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
G 罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない	2(10.0%)	1(25.0%)	1(11.1%)	0(0.0%)
H 職員から理解が得られない	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
I 他利用者への人権侵害やトラブルの恐れがあった	2(10.0%)	0(0.0%)	1(11.1%)	1(14.3%)
J 本人の犯歴を知る利用者・職員がいる	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
K 本人の身体的・精神的疾患の状態により対応が困難	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
L 本人の障害や要介護の状態像が、現在施設を利用している他の利用者像と一致しなかった	1(5.0%)	0(0.0%)	1(11.1%)	0(0.0%)
M 個人情報の不足	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
N 本人又は家族の同意	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
O 再犯の可能性	3(15.0%)	0(0.0%)	1(11.1%)	2(28.6%)
P 罪名	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
Q 各種手帳の取得の問題	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
R 介護認定、障害支援区分認定の問題	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
S その他	5(25.0%)	1(25.0%)	2(22.2%)	2(28.6%)
合計	20 (100%)	4 (100%)	9 (100%)	7 (100%)

施設利用の相談があったものの受入れにつながらなかった施設に、その理由について尋ねたところ、「定員がいっぱいであった」「保証人の問題」「再犯の可能性」がそれぞれ15.0%と最も高かった。

☆ 前回調査との比較考察

前回調査と同様に「定員がいっぱいであった」が最も多い結果となった。

⑦ 受入れやすくするために必要な取り組み（3つ選んで回答）

項目	全体回答	高齢者施設	障害者施設	措置施設
a 自治体の積極的関与	123(14.6%)	82(16.9%)	27(9.4%)	14(19.4%)
b 保証人等の確保	179(21.2%)	109(22.4%)	57(19.9%)	13(18.1%)
c 公益法人・施設の理念や意欲を醸成する	9(1.1%)	6(1.2%)	3(1.0%)	0(0.0%)
d 職員への研修の実施	95(11.3%)	46(9.5%)	41(14.3%)	8(11.1%)
e 個人情報への十分な提供	93(11.0%)	58(11.9%)	26(9.1%)	9(12.5%)
f 専門職の配置	67(7.9%)	35(7.2%)	28(9.8%)	4(5.6%)
g 特別加算等何らかの加算	29(3.4%)	16(3.3%)	10(3.5%)	3(4.2%)
h 矯正施設退所前の各種手帳取得の手続き	17(2.0%)	8(1.6%)	8(2.8%)	1(1.4%)
i 介護認定、障害支援区分において実際の介護や支援の体制を反映した高い判定	13(1.5%)	8(1.6%)	4(1.4%)	1(1.4%)
j 医療機関の確実なバックアップ	66(7.8%)	35(7.2%)	26(9.1%)	5(6.9%)
k 矯正施設退所前の各種年金取得の手続き	10(1.2%)	4(0.8%)	5(1.7%)	1(1.4%)
l 満期出所後に支援を受けることを義務づけるような法的枠組み	22(2.6%)	15(3.1%)	6(2.1%)	1(1.4%)
m 仮釈放での保護観察の付与	14(1.7%)	7(1.4%)	7(2.4%)	0(0.0%)
n 更生保護施設の利用後の受け入れ	30(3.6%)	14(2.9%)	12(4.2%)	4(5.6%)
o 矯正施設入所中の面談等	24(2.8%)	15(3.1%)	5(1.7%)	4(5.6%)
p 地域生活定着支援センターの関与	41(4.9%)	21(4.3%)	16(5.6%)	4(5.6%)
q その他	12(1.4%)	7(1.4%)	5(1.7%)	0(0.0%)
合計	844 (100%)	486 (100%)	286 (100%)	72 (100%)

矯正施設出所者を受け入れやすくするために必要と考えられる取り組みについて、全ての施設に尋ねたところ、「保証人の確保」が21.2%と最も高かった。次いで、「自治体の積極的な関与」が14.6%。「職員への研修の実施」が11.3%であった。

☆ 前回調査との比較及び考察

特に「保証人の確保」については、前回調査では、選択項目になく、「その他」の記述欄に記入が多くあり、今回選択項目に新たに設けた結果、最も必要とされている取り組みであることが分かった。

「職員への研修の実施」については、受入れを行っていない施設に対して、受入れを行った施設から、支援の工夫や課題点等を情報共有できる研修等があれば、受入れやすさにつながる可能性がある。

3 受入れを行った矯正施設退所者の特性

① 入所年度

項目	回答数(%)
平成23年度	3 (6.3%)
平成24年度	5 (10.4%)
平成25年度	10 (20.8%)
平成26年度	15 (31.2%)
平成27年度	15 (31.2%)
合計	48 (100%)

② 性別

項目	回答数(%)
男性	27 (56.2%)
女性	15 (31.2%)
未記入	6 (12.5%)
合計	48 (100%)

③ 入所時の年齢

項目	回答数(%)
30～39歳	4 (8.3%)
40～49歳	6 (12.5%)
50～59歳	4 (8.3%)
60～69歳	8 (16.6%)
70～79歳	9 (18.7%)
無回答	17 (35.4%)
合計	48 (100%)

④ 罪名

項目	回答数(%)
窃盗	15 (31.2%)
詐欺	1 (2.1%)
傷害	1 (2.1%)
住居侵入	1 (2.1%)
強盗	0 (0.0%)
暴行	0 (0.0%)
殺人(未遂含)	4 (8.3%)
放火	2 (4.2%)
器物損壊	1 (2.1%)
廃棄物処理法違反	1 (2.1%)
わいせつ行為	1 (2.1%)
覚せい剤	1 (2.1%)
不明	3 (6.3%)
無回答	17 (35.4%)
合計	48 (100%)

⑤ 執行猶予の有無

項目	回答数(%)
有	7 (14.6%)
無	23 (47.9%)
不明	10 (20.8%)
無回答	8 (16.9%)
合計	48 (100%)

⑥ 仮釈放・満期釈放の別

項目	回答数(%)
仮釈放	1 (2.1%)
満期釈放	33 (68.8%)
不明	14 (29.1%)
合計	48 (100%)

⑦ 各種手続き

【障害者手帳】

項目	入所前の状況	入所後の状態
療育手帳	5	1
精神障害者保健福祉手帳	7	8
身体障害者手帳	1	0

【障害支援区分】

項目	入所前の状況	入所後の状況
有	5	5
なし	33	30

【要介護認定】

項目	入所前の状況	入所後の状況
有	3	4
なし	34	30

【医療的支援】

項目	入所前の状況	入所後の状況
受診	15	23
投薬管理	10	15
手術	1	0
その他	4	3

【生活保護】

項目	入所前の状況	入所後の状況
有	16	19
なし	20	16

⑧ 年金

項目	回答数
老齢基礎年金	6
老齢厚生年金	7
障害基礎年金	5
障害厚生年金	1
その他(企業年金)	2
なし	20

⑨ 現在の状況

項目	回答数
入所中	29
退所	13
無回答	6
合計	48

⑩ 退所後の移行先

項目	回答数(%)
老人保健福祉施設	0 (0.0%)
障害者支援施設等	2 (4.2%)
保護施設	0 (0.0%)
病院	3 (6.6%)
単身生活	3 (6.6%)
親族宅	3 (6.6%)
死亡	2 (4.1%)
その他	2 (4.1%)
無回答	33 (68.8%)
合計	48 (100%)

【その他の移行先】
・自主退所

前回調査の比較及び考察

1、受入れ人数について

平成23年度から平成27年度までの5年間を対象に、年度ごとの受入れ人数について尋ねたところ、「平成26年度」「平成27年度」がそれぞれ31.2%と最も高かった。前回調査では、25人が受入れとなっており、今回調査の方が約1.9倍受入れ人数が増加している結果となった。

2、罪名について

罪名について尋ねたところ、「窃盗」が31.2%と最も高かった。前回調査と比較すると、「殺人」「覚せい剤」「わいせつ行為」など犯罪行為が多岐に渡ってきている結果となった。

3、執行猶予の有無、仮釈放・満期釈放について

執行猶予の有無について尋ねたところ、「無」が47.9%と最も高かった。仮釈放・満期釈放については、満期釈放が68.8%と最も高く、仮釈放は2.1%だった。前回調査では、執行猶予の有無は「不明」が半数以上だったが、本調査においては、「不明」と回答している割合は低下しており、受入れた矯正施設退所者が執行猶予かそうでないかを施設側が把握している割合が増加している結果となった。

4、各種手続き及び年金等の福祉施設入所前と入所後の状況について

各種手続きについて尋ねたところ、前回調査と同様に、施設入所前の状況に比べ、施設入所後に施設が行なった手続きの方が多ことが分かった。また、支援の内容については医療的支援が多いことが分かった。年金についてたずねたところ、「なし」が最も高かった。次いで、老齢厚生年金であった。

4 矯正施設退所者の受入れについての意見

高齢者・障害者施設
<u>本人の意向・受容</u> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の支援を受けること、更生に対する意思決定があること
<u>身元引受人の確保</u> <ul style="list-style-type: none"> ・入所契約及び日常の支援(金銭管理、衣服等の購入、急変時等の受診付添いの支援)のための身元引受人の確保
<u>継続的な自治体・多機関との連携</u> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体等、外部の関係機関との連携体制の構築(自治体の関与は必須) ・矯正施設を退所してからのアフターフォローがまだまだ不十分 ・山口市に、山口市介護サービス提供事業者連絡協議会と云う協会があり、協会全体で済生会を通じ、受け入れを行う予定。
<u>十分なアセスメント・中間施設を介した入所調整</u> <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間の保護観察後又は更生保護施設の利用を得てからの調整。 ・関係専門機関による調査、他人への社会復帰の姿勢など総合評価における合格ラインのような指標及び証明が可能なのか、再犯の可能性がないことの客観的な裏付けが欲しい。 ・一旦は医療機関が運営している事業所での受け入れを行った後に、地域で受入れていくといったステップが利用者・職員・地域住民の安心につながる。
<u>個人情報の十分な提供</u> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の現在の状況(家族関係、生活歴、障害特性、収入) ・矯正施設入所中の生活等、本人の人となり事前に把握する必要がある
<u>個人情報の取り扱い</u> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報であるので、どこまで知らせる必要があるかどうか苦慮している。
<u>支援の理解</u> <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れることについて、利用者、入居者やその家族の理解を得られるかが課題
<u>他利用者・職員等への影響</u> <ul style="list-style-type: none"> ・イレズミなどがある場合、他の入所者が恐れるため配慮が必要。また、トラブルが発生した場合、職員に危険がおよぶ可能性があるため、受け入れには慎重にならざるをえない。
<u>専門的な支援スキルの養成</u> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような注意や配慮が必要なのか、支援現場で理解されていないことが課題。 ・リスク管理、対象者のアセスメントが深く行われていることが必要。
<u>支援ノウハウの共有</u> <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れをしている施設等の対応や気づき等を教えて頂きたい。
<u>専門職によるスーパーバイズ</u> <ul style="list-style-type: none"> ・スーパーバイズできる専門職の関わり。

支援体制の確保

- ・環境整備（特に夜勤時の人員配置、女性職員が多いこと等）の整備が必要。

矯正施設入所中からの調整

- ・事前協議が大切と思われる。それに基づき全職員が協力できるか検討する。
- ・早い段階から多機関が関わっていくことと、生活の保障がセットになれば多くの方の支援が可能になるのではないのでしょうか。
- ・矯正施設入所中の面談や見学等、早い段階で情報共有、本人にも生活のイメージをもってもらいたい。

罪種による受入れ制限

- ・軽犯罪でも重大な犯罪でも「犯罪者」となってしまう傾向が強い。そういったことから、施設職員に限らず、ご利用者の家族からも反発がでる。
- ・傷害であれば夜勤者一名、しかも外カギもつけられない今の状況では難しい。
- ・罪名に関らず、その人に合った施設を探すことが重要で、いかに他入所者の方と同じように接するかが大切。

その他

受け入れが目的でなく、平穏な生活が送れることが重要であり、場合によっては受け入れ施設がその人には合わないことも考えられる。その時誰が責任を持って支援をしていくのかと考えると、受け入れに積極的になれない。

保護施設支援体制の確保

- ・養護老人ホームは最終的なセーフティネットとして議論されているが、人員の配置は、当初の「経済的」又は「環境的」問題での対象者を入所を想定したものであり、近時、高い介護時や精神疾患の入所者が増加した状態では、適切な支援が困難である。他の利用者への影響も大。

罪種による受け入れ制限

- ・他害行為の危険性が少ない者については、積極的に受け入れたい。しかしながら、入所前に将来展望についても話し合う機会が欲しい

多機関による連携

- ・施設（養護等）に入れば施設責任として、後は関わりを持たない等、受け入れた施設だけで、全て行わせる体制では支援は困難。
- ・当人が落ちつき生活が出来るまで関わり（関係機関）が必要不可欠であり、問題があれば相談窓口と最後まで対応する行政対応が必要。

相談支援機関における罪を犯した人の支援状況調査結果

《 149箇所中、105箇所（回収率：70.4%） 》

1 基本事項

（1）相談支援機関の種別

相談支援機関の種別	件数
a 地域包括支援センター	34(32.4%)
c 相談支援事業所	57(54.3%)
b 生活困窮者自立支援相談窓口	14(13.3%)
合計	105 (100%)

施設の種別について尋ねたところ、「相談支援事業所」が54.3%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」が32.4%と高かった。

（2）相談支援機関を運営する法人

法人の種類	件数
a 社会福祉法人	64(61.0%)
b 地方公共団体(区市町直営)	16(15.2%)
c 民間法人(社団、財団)	2(1.9%)
d 非営利法人	8(7.6%)
e 医療法人	7(6.7%)
g 営利法人	5(4.8%)
h その他法人	3(2.9%)
無回答	0(0.0%)
合計(回答数/全数)	105/105 (100%)

運営する法人について尋ねたところ、「社会福祉法人」が61.0%と最も高かった。

（３）相談支援機関の所在する市町

市町	件数
下関市	20
宇部市	13
山口市	14
萩市	3
防府市	7
下松市	3
岩国市	6
光市	3
長門市	7
柳井市	5
美祢市	4
周南市	8
山陽小野田市	3
周防大島町	2
和木町	0
上関町	1
田布施町	2
平生町	2
阿武町	2

（４）回答者の役職（複数回答あり）

	件数
a 管理者	39(35.8%)
b 保健、医療関係職員	3(2.8%)
c 相談援助系職員	57(52.3%)
d その他の職員	8(7.3%)
無回答	2(1.8%)
合計(回答数/全数)	109/109(100%)

回答者の役職について尋ねたところ、「相談援助系職員」が52.3%と最も高く、次いで「管理者」が35.8%と高かった。

2 矯正施設退所者の相談支援機関における支援実態

（1）矯正施設退所者の支援に係る相談支援機関への相談状況

項目	全体回答	地域包括支援センター	相談支援事業所	生活困窮者自立支援相談窓口
a ある	35(33.3%)	12(35.3%)	16(28.1%)	7(50.0%)
b ない	69(65.7%)	21(61.8%)	41(71.9%)	7(50.0%)
未記入	1(1.0%)	1(2.9%)	0(0.0%)	0(0.0%)
合計	105 (100%)	34 (100%)	57 (100%)	14 (100%)

相談支援機関に、福祉サービス利用の相談について尋ねたところ、相談を受けたことが「ある」と答えた事業所が35ヶ所（33.3%）に対し、「ない」と答えた施設が69ヶ所（65.7%）であった。

「ある」と答えた事業所を類型別で見ると、地域包括支援センターが12ヶ所（35.3%）、相談支援事業所が16ヶ所数（28.1%）、生活困窮者自立支援では7ヶ所（50.0%）であった。

・「ある」と答えた相談先の年度別相談件数

年度	相談者													合計
	本人	家族	福祉事務所	病院	保護司	保護観察所	矯正施設	民生委員	介護専門員	地域包括支援センター	相談事業所	地域生活定着支援センター	その他	
平成23年度	0	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	4	1	9
平成24年度	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	6
平成25年度	1	1	6	0	0	1	3	0	0	0	0	5	2	19
平成26年度	10	0	10	1	0	5	4	1	0	0	0	1	7	39
平成27年度	14	7	11	3	1	4	0	2	1	1	2	4	6	56
合計	25 (19.4%)	8 (6.2%)	28 (21.7%)	4 (3.1%)	2 (1.6%)	12 (9.3%)	7 (5.4%)	3 (2.3%)	1 (0.8%)	3 (2.3%)	2 (1.6%)	16 (12.4%)	18 (14.0%)	129

福祉サービス利用の相談を受けたことが「ある」事業所に相談者が誰であったか尋ねたところ、「福祉事務所」が28件と最も多く、次いで「本人」が25件。「地域生活定着支援センター」は16件であった。

矯正施設退所者を対象とした支援施策（社会福祉士が矯正施設に設置されたこと、障害者総合支援法における“地域移行支援”の対象者に矯正施設入所者も含まれたこと等）が全国で展開されていることから、福祉施設と同様に、今後も相談者が多様化していく可能性がある。

（２）矯正施設退所者の福祉サービス調整状況

項目	全体回答	地域包括支援センター	相談支援事業所	生活困窮者自立支援相談窓口
a ある	27 (77.1%)	9 (75.0%)	12 (75.0%)	6 (85.7%)
b ない	8 (22.9%)	3 (25.0%)	4 (25.0%)	1 (14.3%)
合計	35 (100%)	12 (100%)	16 (100%)	7 (100%)

２－（１）『矯正施設退所者の支援に係る相談支援機関への相談状況※P 2 4 参照』で「ある」と回答した 3 5 事業所に矯正施設退所者の福祉サービスの調整状況について尋ねたところ、調整を行なったことが「ある」と答えた事業所が 2 7 件（7 7 . 1 %）に対し、「ない」と答えた事業所が 8 ヶ所（2 2 . 9 %）であった。

「ある」と答えた事業所を類型別で見ると、地域包括支援センターが 9 ヶ所（7 5 . 0 %）、相談支援事業所が 1 2 ヶ所（7 5 . 0 %）、生活困窮者自立支援では 6 ヶ所（8 5 . 7 %）であった。相談を受けたことが「ある」事業所の半数以上が実際に何らかの福祉サービスへ調整している結果となった。

① 福祉サービスへ調整した人数

年度	受け入れた人数		地域包括支援センター		相談支援事業所		生活困窮者自立支援相談窓口	
		後日判明した人数		後日判明した人数		後日判明した人数		後日判明した人数
平成 23 年度	2 (2.4%)	1	1 (4.8%)	1	1 (4.8%)	0	0 (0.0%)	0
平成 24 年度	4 (4.9%)	0	3 (14.3%)	0	1 (4.8%)	0	0 (0.0%)	0
平成 25 年度	18 (22.0%)	1	8 (38.1%)	1	4 (19.0%)	0	6 (15.0%)	0
平成 26 年度	27 (32.9%)	0	5 (23.8%)	0	6 (28.6%)	0	16 (40.0%)	0
平成 27 年度	31 (37.8%)	3	4 (19.0%)	1	9 (42.9%)	2	18 (45.0%)	0
合計	82 (100%)	5	21 (100%)	3	21 (100%)	2	40 (100%)	0

福祉サービスに至るまで調整を行なったことが「ある」事業所が、平成 2 3 年度から平成 2 7 年度までに支援した人数は、合計で 8 2 人であった。

「ある」と答えた事業所を類型別で見ると、地域包括支援センターが 2 1 人、相談支援事業所が 2 1 人、生活困窮者自立支援では 4 0 人であった。中でも、「生活困窮者自立支援法」による調整人数が最も多いことについては、生活困窮者の複合的な課題の一つとして犯罪行為をしたことも含まれている可能性がある。

「入所時には矯正施設退所者とは分からず、後日分かった」事業所の対応の気付きに関する記述では、「過去の犯罪行為については、介護サービス利用時の情報収集で把握した。支援関係者には周知しているが、本人には周知していないという体裁を取っている」という意見があった。

② 調整の際に検討した項目（3つ選んで回答）

項目	全体回答	地域包括支援センター	相談支援事業所	生活困窮者自立支援相談窓口
a 年齢	1(1.2%)	1(3.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)
b 犯罪歴	4(4.9%)	2(7.1%)	2(5.7%)	0(0.0%)
c 生活歴	10(12.3%)	4(14.3%)	3(8.6%)	3(16.7%)
d 矯正施設での処遇状況	1(1.2%)	0(0.0%)	1(2.9%)	0(0.0%)
e 貴施設退所後の受け入れ先の有無	1(1.2%)	0(0.0%)	1(2.9%)	0(0.0%)
f 本人の希望・意欲	19(23.5%)	4(14.3%)	9(25.7%)	6(33.3%)
g 疾患の有無や程度	6(7.4%)	3(10.7%)	3(8.6%)	0(0.0%)
h 障害や要介護の状態	8(9.9%)	2(7.1%)	5(14.3%)	1(5.6%)
i 所持金の有無	3(3.7%)	0(0.0%)	1(2.9%)	2(11.1%)
j 年金等社会保険の加入状況	2(2.5%)	2(7.1%)	0(0.0%)	0(0.0%)
k 本人の判断能力	12(14.8%)	6(21.4%)	4(11.4%)	2(11.1%)
l 親族・家族関係	10(12.3%)	3(10.7%)	4(11.4%)	3(16.7%)
m 保証人の有無	1(1.2%)	1(3.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)
n 成年後見人の有無	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
o 福祉事務所の協力・関与	1(1.2%)	0(0.0%)	0(0.0%)	1(5.6%)
p その他	2(2.5%)	0(0.0%)	2(5.7%)	0(0.0%)
合計	81 (100%)	28 (100%)	35 (100%)	18 (100%)

調整を行なったことが「ある」事業所に、調整の可否を検討する際に特にどのような点を重視したかについて尋ねたところ、「本人の希望・意欲」が23.5%と最も高く、次いで「本人の判断能力」が14.8%、「生活歴」「親族・家族関係」がそれぞれ12.3%であった。

福祉施設と同様に相談支援機関においても、「本人の希望・意欲」を調整の際に重視する事業所が多い結果となった。

③ 調整体制

項目	全体回答	地域包括支援センター	相談支援事業所	生活困窮者自立支援相談窓口
a 特別な配慮はしていない	16 (59.3%)	7 (77.8%)	5 (41.7%)	4 (66.7%)
b 特別な配慮をした	8 (29.6%)	1 (11.1%)	5 (41.7%)	2 (33.3%)
未記入	3 (11.1%)	1 (11.1%)	2 (16.7%)	0 (0.0%)
合計	27 (100%)	9 (100%)	12 (100%)	6 (100%)

福祉サービスに至るまで支援を行なったことが「ある」事業所が、支援に際して特別な配慮をしたか尋ねたところ、「特別な配慮はしていない」が59.3%、「特別な配慮をした」が29.6%であった。

※「特別な配慮をした」に対する記述

- ・「個人情報の取り扱いとして公的機関以外の支援（自治会長や民生委員）に情報提供をする際に配慮した」
- ・「地域移行支援の利用。関係機関との頻回な情報共有」

特別な配慮として、犯罪行為を含む個人情報の提供については、本人の意向や個人情報保護を考慮しながら、共有する情報の内容や周知する範囲に関する回答が多い結果となった。また、平成26年度「障害者総合支援法」施行に伴い「地域移行支援」の対象が矯正施設入所者も含まれるようになったことを受け、「地域移行支援」を活用して調整をしている回答もあり、各地域で矯正施設退所者を支援する取組が実践されてきている可能性がある。

④ 調整の際に妨げとなったこと（3つ選んで回答）

項目	全体回答	地域包括支援センター	相談支援事業所	生活困窮者自立支援相談窓口
a 契約の問題	3(4.1%)	3(13.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)
b 援護を実施する自治体の問題	2(2.7%)	1(4.5%)	1(2.9%)	0(0.0%)
c 保証人等の問題	13(17.6%)	5(22.7%)	3(8.8%)	5(27.8%)
d 費用負担の問題	5(6.8%)	0(0.0%)	1(2.9%)	4(22.2%)
e 本人の犯歴をしる利用者・職員がいる	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
f 罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない	7(9.5%)	1(4.5%)	5(14.7%)	1(5.6%)
g 職員からの理解が得られない	1(1.4%)	0(0.0%)	1(2.9%)	0(0.0%)
h 調整先の他利用者への人権侵害やトラブルの恐れ	5(6.8%)	1(4.5%)	4(11.8%)	0(0.0%)
i 本人の犯歴を知る利用者・職員がいる	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
j 本人の障害や要介護の状態像が、調整先の他利用者像と一致しない	2(2.7%)	0(0.0%)	2(5.9%)	0(0.0%)
k 本人の身体的・精神的疾患の状態により対応が困難	11(14.9%)	4(18.2%)	4(11.8%)	3(16.7%)
l 個人情報の不足	4(5.4%)	1(4.5%)	2(5.9%)	1(5.6%)
m 本人又は家族の同意	4(5.4%)	2(9.1%)	2(5.9%)	0(0.0%)
n 再犯の可能性	9(12.2%)	2(9.1%)	6(17.6%)	1(5.6%)
o 罪名	1(1.4%)	1(4.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)
p 各種手帳の取得の問題	1(1.4%)	0(0.0%)	1(2.9%)	0(0.0%)
q 介護認定、障害程度区分認定の問題	2(2.7%)	1(4.5%)	1(2.9%)	0(0.0%)
r その他	4(5.4%)	0(0.0%)	1(2.9%)	3(16.7%)
合計	74 (100%)	22 (100%)	34 (100%)	18 (100%)

調整を行ったことが「ある」事業所に、調整を行う際に妨げになったことを尋ねた所、「保証人等の問題」が17.6%と最も高かった。次いで、「本人の身体的・精神的疾患の状態により対応が困難」が14.9%であった。

施設の類型別では地域包括支援センター、生活困窮者自立支援窓口においては「保証人等の問題」が最も高く、相談支援事業所は「再犯の可能性」が17.6%であった。

福祉施設では、「他利用者への人権侵害やトラブルの恐れ」が最も高く、他利用者との関係性といった“支援や対応等のソフト面（ケア）”が重視されていた。一方で、相談支援機関では、契約や緊急時の対応を行うための保証人や本人の特性が福祉サービスに該当するかといった“手続き上必要なハード面”が重視されている可能性がある。

⑤ 調整後に困難であったこと（3つ選んで回答）

項目	全体回答	地域包括支援センター	相談支援事業所	生活困窮者自立支援相談窓口
a 将来展望が描けない	7(9.6%)	3(13.0%)	2(5.9%)	2(12.5%)
b 地域社会への移行	10(13.7%)	3(13.0%)	5(14.7%)	2(12.5%)
c 他の施設や医療機関への移行	7(9.6%)	1(4.3%)	4(11.8%)	2(12.5%)
d 支援の負担	6(8.2%)	2(8.7%)	3(8.8%)	1(6.3%)
e 罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない	8(11.0%)	1(4.3%)	5(14.7%)	2(12.5%)
f 職員から理解が得られない	1(1.4%)	0(0.0%)	1(2.9%)	0(0.0%)
g 調整先の他利用者への人権侵害やトラブルの恐れ	9(12.3%)	4(17.4%)	4(11.8%)	1(6.3%)
h 本人の障害や要介護の状態像が、調整先の他利用者像と一致しない	5(6.8%)	2(8.7%)	3(8.8%)	0(0.0%)
i 個人情報の取り扱い	4(5.5%)	1(4.3%)	0(0.0%)	3(18.8%)
j 施設利用中の再犯	6(8.2%)	1(4.3%)	4(11.8%)	1(6.3%)
k 無断外出・無断外泊がある	5(6.8%)	2(8.7%)	2(5.9%)	1(6.3%)
l その他	5(6.8%)	3(13.0%)	1(2.9%)	1(6.3%)
合計	73 (100%)	23 (100%)	34 (100%)	16 (100%)

調整を行なったことが「ある」事業所に、調整後に困難であったことを尋ねたところ、「地域社会への移行」「他の施設や医療機関への移行」といったような「移行」に関することが計23.3%と最も高かった。次いで、「調整先の他利用者への人権侵害やトラブルの恐れ」が12.3%。次に「罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない」が11.0%であった。

事業所の類型別では、地域包括支援センターは「調整先の他利用者への人権侵害やトラブルの恐れ」が17.4%、相談支援事業所は「地域社会への移行」「罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない」が14.7%、生活困窮者自立支援相談窓口は「個人情報の取り扱い」が18.8%と最も高かった。また、「その他」に対する記述では、「身元引受人がいない場合でも福祉事務所等の協力が得られない」との意見もあった。

⑥ 調整に至らなかった理由（3つ選んで回答）

項目	全体回答	地域包括支援センター	相談支援事業所	生活困窮者自立支援相談窓口
a 調整先の定員がいっぱいであった	2(15.4%)	0(0.0%)	2(25.0%)	0(0.0%)
b 契約の問題	2(15.4%)	1(25.0%)	1(12.5%)	0(0.0%)
c 援護を実施する自治体の問題	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
d 保証人等の問題	1(7.7%)	0(0.0%)	1(12.5%)	0(0.0%)
e 費用負担の問題	2(15.4%)	1(25.0%)	1(12.5%)	0(0.0%)
f 支援の負担	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
g 罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない	1(7.7%)	0(0.0%)	1(12.5%)	0(0.0%)
h 職員から理解が得られない	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
i 調整先の他利用者への人権侵害やトラブルの恐れがあった	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
j 本人の犯歴を知る利用者・職員がいる	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
k 本人の障害や要介護の状態像が、調整先の他利用者像と一致しない	1(7.7%)	0(0.0%)	1(12.5%)	0(0.0%)
l 本人の身体的・精神的疾患の状態により対応が困難	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
m 個人情報の不足	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
n 本人又は家族の同意	2(15.4%)	2(50.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
o 再犯の可能性	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
p 罪名	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
q 各種手帳の取得の問題	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
r 介護認定、障害程度区分認定の問題	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
s その他	2(15.4%)	0(0.0%)	1(12.5%)	1(100.0%)
合計	13 (100%)	4 (100%)	8 (100%)	1 (100%)

施設利用の相談があったものの受入れにつながらなかった施設にその理由について尋ねたところ、「定員がいっぱいであった」「契約の問題」「費用負担の問題」「本人又は家族の同意」が15.4%と最も高かった。

また、「その他」に対する記述では、「そもそも相談を受けたことがない」という意見が多かった。

⑦ 調整を行いやすくするために必要な取り組み（3つ選んで回答）

項目	全体回答	地域包括支援センター	相談支援事業所	生活困窮者自立支援相談窓口
a 自治体の積極的関与	35 (10.8%)	12 (10.9%)	19 (11.2%)	4 (9.3%)
b 保証人等の確保	68 (21.1%)	24 (21.8%)	33 (19.4%)	11 (25.6%)
c 公益法人・施設の理念や意欲を醸成する	5 (1.5%)	2 (1.8%)	3 (1.8%)	0 (0.0%)
d 職員への研修の実施	20 (6.2%)	6 (5.5%)	13 (7.6%)	1 (2.3%)
e 個人情報への十分な提供	22 (6.8%)	7 (6.4%)	11 (6.5%)	4 (9.3%)
f 専門職の配置	25 (7.7%)	6 (5.5%)	13 (7.6%)	6 (14.0%)
g 特別加算等何らかの加算	9 (2.8%)	2 (1.8%)	7 (4.1%)	0 (0.0%)
h 矯正施設退所前の各種手帳取得の手続き	13 (4.0%)	7 (6.4%)	5 (2.9%)	1 (2.3%)
i 介護認定、障害程度区分において実際の介護や支援の体制を反映した高い判定	3 (0.9%)	0 (0.0%)	3 (1.8%)	0 (0.0%)
j 医療機関の確実なバックアップ	36 (11.1%)	16 (14.5%)	20 (11.8%)	0 (0.0%)
k 矯正施設退所前の各種年金取得の手続き	18 (5.6%)	6 (5.5%)	9 (5.3%)	3 (7.0%)
l 満期出所後に支援を受けることを義務づけるような法的枠組み	13 (4.0%)	2 (1.8%)	8 (4.7%)	3 (7.0%)
m 仮釈放での保護観察の付与	8 (2.5%)	3 (2.7%)	3 (1.8%)	2 (4.7%)
n 更生保護施設の利用後の受け入れ	7 (2.2%)	2 (1.8%)	4 (2.4%)	1 (2.3%)
o 矯正施設入所中の面談等	11 (3.4%)	6 (5.5%)	5 (2.9%)	0 (0.0%)
p 地域生活支援センターの関与	26 (8.0%)	9 (8.2%)	13 (7.6%)	4 (9.3%)
q その他	4 (1.2%)	0 (0.0%)	1 (0.6%)	3 (7.0%)
合計	323 (100%)	110 (100%)	170 (100%)	43 (100%)

矯正施設出所者を受け入れやすくするために必要と考えられる取り組みについて、全ての施設に尋ねたところ、「保証人の確保」が21.2%と最も高かった。次いで、「医療機関の確実なバックアップ」が11.1%であった。

福祉施設と同様に「保証人の確保」が最も必要とされている取り組みであることが分かった。

相談機関で調整を行った矯正施設退所者の特性

① 調整を行った年度

項目	回答数(%)
平成23年度	2 (2.4%)
平成24年度	4 (4.8%)
平成25年度	16 (19.5%)
平成26年度	26 (31.8%)
平成27年度	29 (35.4%)
無回答	5 (6.1%)
合計	82 (100%)

② 性別

項目	回答数(%)
男性	66 (72.0%)
女性	11 (20.0%)
無回答	5 (8.0%)
合計	82 (100%)

③ 調整時の年齢

項目	回答数(%)
20～29歳	7 (8.5%)
30～39歳	12 (14.7%)
40～49歳	16 (19.6%)
50～59歳	11 (13.4%)
60～69歳	11 (13.4%)
70～79歳	14 (17.0%)
無回答	11 (13.4%)
合計	82 (100%)

④ 罪名（複数回答）

項目	回答数(%)
窃盗	33 (40.2%)
詐欺	6 (7.3%)
傷害	3 (3.6%)
住居侵入	1 (1.2%)
強盗(致傷、未遂含)	2 (2.4%)
暴行(DV 含)	3 (3.7%)
殺人	1 (1.2%)
強姦	1 (1.2%)
痴漢	1 (1.2%)
放火	3 (3.8%)
器物損壊	1 (1.2%)
覚せい剤	3 (3.8%)
特定商取引法違反	1 (1.2%)
無記入	23 (28.0%)
合計	82 (100%)

⑤ 執行猶予の有無

項目	回答数(%)
有	4 (4.9%)
無	38 (46.3%)
不明	31 (37.8%)
無回答	9 (11.0%)
合計	82 (100%)

⑥ 仮釈放・満期釈放の別

項目	回答数(%)
仮釈放	12 (16.0%)
満期釈放	49 (44.0%)
不明	10 (40.0%)
合計	25 (100%)

⑦ 各種手続き

【障害者手帳】

項目	調整前の状況	調整後の状態
有	5	6
療育手帳	3	4
精神障害者保健福祉手帳	1	1
身体障害者手帳	1	1

【障害支援区分】

項目	調整前の状況	調整後の状態
有	2	3
なし	19	19

【要介護認定】

項目	調整前の状況	調整後の状態
有	3	3
なし	19	18

【医療的支援】

項目	調整前の状況	調整後の状態
有	10	20
受診	8	19
投薬管理	8	16
手術	0	2

【生活保護】

項目	調整前の状況	調整後の状態
有	13	16
なし	10	7

⑧ 年金

項目	回答数
老齢基礎年金	2
老齢厚生年金	3
障害基礎年金	2
障害厚生年金	1
その他(企業年金)	1
なし	16

⑨ 現在の状況

項目	回答数(%)
入所中	17 (68.0%)
退所	7 (28.0%)
無回答	1 (4.0%)
合計	25 (100%)

⑩ 調整を行った生活場所から次の移行先

項目	回答数(%)
老人保健福祉施設	0 (0.0%)
障害者支援施設等	0 (0.0%)
保護施設	1 (14.3%)
病院	0 (0.0%)
単身生活	1 (14.3%)
死亡	0 (0.0%)
その他	5 (71.4%)
合計	7 (100%)

【その他の移行先】

- ・医療機関
- ・再犯により刑務所

前回調査の比較及び考察

1、対象者について

調整時の年齢について尋ねたところ、「40歳代」が19.6%と最も高かった。次いで、「70歳代」が17.0%であった。

福祉施設では、「20歳～50歳」の施設入所は29.1%であったが、相談支援機関では、「20歳～50歳代」が56.2%であった。

2、罪名について

罪名について尋ねたところ、福祉施設と同様、「窃盗」が40.2%と最も高かった。また、「殺人」「覚せい剤」「わいせつ行為」など犯罪行為も多岐に渡る結果となった。

3、各種手続き及び年金等の福祉施設入所前と入所後の状況について

各種手続き及び年金について尋ねたところ、福祉施設と同様に相談支援機関が調整した後に行なった手続きの方が多いたことが分かった。地域における支援の中で、より多くの矯正施設退所者が適切な支援につながっている可能性がある。

4 矯正施設退所者の調整についての意見

地域包括支援センター
<p><u>本人の意向・受容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援者が必要であると判断しても、本人の同意を得ることがむずかしいこと、
<p><u>継続的な自治体・多機関との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・退所後の情報共有などにも行政にしっかり関ってほしい。 ・医療観察法の対象者に限らず、医療が必要な方が退所後も継続して治療を受けられる体制作りが必要ではないか。 ・認知症や精神疾患を背景とした犯罪行為は対応が難しいことから、チームで支援していく事が大切。
<p><u>十分なアセスメント（客観的な支援の必要性）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護・逮捕された時点で、障害の有無を示す客観的な根拠を提示して欲しい。
<p><u>個人情報の十分な提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・満期出所者の場合、支援に必要な情報を得る手段がない場合が多い。
<p><u>専門的な支援スキルの養成</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ADHD等、何らかの障害を抱えている人が多く、障害と犯罪行為との関係性や支援方法を理解するための研修機会が必要。 ・白い目で見るという理解の方法しかないことが現状、どう理解して対応してよいのか分からない。
<p><u>矯正施設入所中からの調整</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活定着支援センターの機能をもっと早期から支援できるように仕組みを変える。 ・その他にも早期から支援できる専門機関ができればよい。
<p><u>その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の受け入れを決定する措置権者としての市は、過去に生活実態がないなど、断る理由から回答を模索しがちなため、養護老人ホームを抱える市同士の押し付け合いという不毛な事態を招いている懸念がある。

相談支援機関（地域包括支援センター・相談支援事業・生活困窮者自立支援）

相談支援事業所
<p><u>身元引受人</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 罪を犯した過去や経緯、再犯の可能性、保証人の問題が壁となり、住居の確保が困難。
<p><u>継続的な自治体・多機関との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信頼関係を築くために、キーパーソンとなる相談員をきめて、医療や福祉サービスを提供後も継続して支援を行う。 ・ 警察や医療等を含めた十分な見守り体制が不可欠。 ・ 複数の機関や支援者で支援体制を作っていくことが必要。
<p><u>個人情報の十分な提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑務所での服役経験と保護司がついていたという事実を支援者から引き継がれることなく支援し、半年後に犯罪歴が判明したケースがあった。
<p><u>個人情報の取り扱い</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護により、必要な配慮ができず、それにより被害に合うケースがある。
<p><u>支援の理解</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守的な地域では地域住民の受け入れが難しい。 ・ 地域住民への研修場所や理解を求める機会を作ることが必要。
<p><u>他の利用者への影響</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 矯正施設に入られた理由が、傷害であった場合、その他の利用者の安全が確保に不安。
<p><u>支援ノウハウの共有</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初めて相談業務で支援を行う場合、支援の経験のある支援者から、情報を聞いたり、どのような対応しているのか共有が出来たら良い。
<p><u>専門職によるスーパーバイズ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域（圏域）ごとに専門的支援機関があれば、医療、福祉サービス事業所等との連携がスムーズに行えると思われる。 ・ 罪を犯した人への支援についてスキルや経験をもった人の関わりも必要。
<p><u>支援体制の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間帯に職員が手薄になってしまうような施設では、受入れが難しい。 ・ 各機関との連携や調整が、通常の業務に加えて増えてくるため、通常の相談支援業務の報酬では対応が難しい。
<p><u>入所中からの調整・入所中からのサービス利用体制の準備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設退所前から地域への移行について、支援会議を行う。 ・ 退所後の支援を円滑に行えるよう、退所日に合わせたサービス開始ができるよう事前に手続きを行うことが必要。

相談支援機関（地域包括支援センター・相談支援事業・生活困窮者自立支援）

生活困窮者自立支援相談窓口

個人情報の取り扱い

・保護司から支援相談を受けるが、個人情報保護のため、十分な情報を教えて貰えないことがある。

個人情報の十分な提供

・生活困窮者自立支援事業においては犯罪歴等を把握していないのが現状。

入所中からの調整・入所中からのサービス利用体制の準備

入所中から退所後を見越して関係機関で情報を共有し、予め支援につなげる準備が必要。

精神科病院における罪を犯した人の支援状況調査結果

≪ 30箇所中、13ヶ所（回収率：43.3%） ≫

1 基本事項

(1) 精神科病院を運営する法人

法人の種類	件数
a 医療法人	11 (84.6%)
b 地方公共団体(県立・市立)	0 (0.0%)
c その他の法人	2 (15.4%)
合計(回答数/全数)	13/13 (100%)

運営する法人について尋ねたところ、「医療法人」が84.6%と最も高かった。

(2) 精神科病院の所在する市町

市町	件数
下関市	2
宇部市	4
山口市	1
萩市	0
防府市	0
下松市	0
岩国市	1
光市	0
長門市	1
柳井市	1
美祢市	1
周南市	1
山陽小野田市	0
周防大島町	1
和木町	0
上関町	0
田布施町	0
平生町	0
阿武町	0

(3) 回答者の役職（複数回答あり）

役職	件数
a 院長、副院長	0(0.0%)
b 医師	0(0.0%)
c 事務長、事務局長	2(15.4%)
d ソーシャルワーカー(MSW、PSW)	10(76.9%)
e 看護職員	0(0.0%)
f 事務職員	0(0.0%)
g その他職員	1(7.7%)
合計	13 (100%)

回答者の役職について尋ねたところ、「ソーシャルワーカー（MSW、PSW）」が76.9%と最も高く、次いで「事務長、事務局長」が15.4%と高かった。

2 矯正施設退所者の精神科病院における医療実態

(1) 矯正施設退所者の入院の相談状況

項目	回答数
a ある	5 (38.5%)
b ない	8 (61.5%)
合計	13 (100%)

矯正施設退所者の入院相談について尋ねたところ、相談を受けたことが「ある」と答えた精神科病院が5カ所（38.5%）に対し、「ない」と答えた施設が8ヶ所（61.5%）であった。

・「ある」と答えた施設の年度別相談件数

年度	相談者													合計
	本人	家族	福祉事務所	病院	保護司	保護観察所	矯正施設	民生委員	介護支援専門員	地域包括支援センター	相談支援事業所	地域生活定着支援センター	その他	
平成23年度	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	2	6 (11.5%)
平成24年度	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	3 (5.8%)
平成25年度	0	2	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	11	16 (30.8%)
平成26年度	0	0	1	2	0	1	4	0	0	2	0	0	6	16 (30.8%)
平成27年度	2	0	1	2	0	1	0	0	0	0	1	0	4	11 (21.2%)
合計	2 (3.8%)	3 (5.8%)	3 (5.8%)	5 (9.6%)	0 (0.0%)	7 (13.5%)	5 (9.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (3.8%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)	24 (46.2%)	52

入院の相談を受けた精神科病院に相談者が誰であったか尋ねたところ、「その他」が25件（46.2%）と最も高く、次いで「保護観察所」が7件（13.5%）であった。また、相談件数は計52件であった。「その他」の内訳としては、『中国四国厚生局』における入院調整が最も多かった。

矯正施設退所者を対象とした支援施策（社会福祉士が矯正施設に設置されたこと、障害者総合支援法における“地域移行支援”の対象者に矯正施設入所者も含まれたこと等）が全国で展開されていることから、福祉施設、相談支援機関と同様に、今後も相談者が多様化していく可能性が高い。

(2) 矯正施設退所者の入院の受入れ状況

項目	回答数
a ある	3(60.0%)
b ない	2(40.0%)
合計	5(100%)

2-(1)『矯正施設退所者の入院の相談状況※P41参照』で「ある」と回答した5病院に矯正施設退所者の入院の受入れについて尋ねたところ、受入れを行なったことが「ある」と答えた病院が3ヶ所(60%)に対し、「ない」と答えた病院が2ヶ所(40%)であった。

① 入院の受入れ人数

年度	入院形態					入院を受け入れた人数の内、入院時には矯正施設退所者と分らず、後日分かった人
	入院を受け入れた総人数	任意入院	医療保護入院によって入院した人	措置入院によって入院した人	医療観察制度によって入院した人	
平成23年度	5(11.4%)	1(10.0%)	0(0.0%)	2(25.0%)	2(11.1%)	0
平成24年度	3(6.8%)	1(10.0%)	0(0.0%)	1(12.5%)	1(5.5%)	0
平成25年度	15(34.1%)	3(30.0%)	3(37.5%)	0(0.0%)	9(50.0%)	0
平成26年度	12(27.3%)	2(20.0%)	2(25.0%)	5(62.5%)	3(16.6%)	0
平成27年度	9(20.5%)	3(30.0%)	3(37.5%)	0(0.0%)	3(16.6%)	0
合計	44(100%)	10(100%)	8(100%)	8(100%)	18(100%)	0

入院の受入れを行なったことが「ある」精神科病院が、平成23年度から平成27年度までに受入れた人数は、合計で44人であった。

入院形態としては、「医療観察法」による入院が最も多かった。また、平成25年度以降に入院の受入れ人数が増加していることについては、この年から本県に「医療観察法」の指定入院医療機関が設置されたことが背景にある可能性がある。

② 矯正施設退所者の平均入院期間について

入院期間(平均): 1年1ヶ月

回答された精神科病院によると、通常の「精神保健福祉法」による入院期間は概ね3~4ヶ月程度であるが、「医療観察法」による入院期間は『入院処遇ガイドライン(厚生労働省)』に沿い、概ね1年6ヶ月という意見があった。

その他にも退院調整において、「医療観察法」の対象者であっても、地域の支援者(行政、福祉関係者、親族等)が関わっているケースであれば、比較的早期に退院できるが、「医療観察法」に該当しない矯正施設退所者で地域の支援者が関わっていないケースは、入院が長期化する傾向にあるという意見もあった。

③ 入院体制

項目	回答数
A 特別な配慮はしていない	3(100.0%)
B 特別な配慮をした	0(0.0%)
合計	3 (100%)

受入れを行ったことが「ある」精神科病院に、受入れに際して特別な配慮をしたか尋ねたところ、「特別な配慮をした」病院はない結果となった。

④ 入院の際に妨げとなったこと（3つ選んで回答）

項目	回答数
a 保証人等の問題	2(22.2%)
b 費用負担の問題	0(0.0%)
c 治療や支援の負担	0(0.0%)
d 罪を犯した人の治療方法や支援経験のある医師や職員がいない	0(0.0%)
e 退院後の移行先の目途が立たない	3(33.3%)
f 医師や職員から理解が得られない	0(0.0%)
g 他患者への人権侵害やトラブルの恐れ	1(11.1%)
h 本人の犯歴を知る利用者・職員がいる	0(0.0%)
i 本人の疾患や障害の状態像が、現在入院している他の患者と一致しない	1(11.1%)
k 個人情報不足	1(11.1%)
l 本人又は家族の同意	0(0.0%)
m 罪名	0(0.0%)
n その他	1(11.1%)
合計	9 (100%)

受入れを行なったことが「ある」精神科病院に、施設利用の可否を検討する際に特にどのような点を重視したかについて尋ねた所、「退院後の移行先の目途が立たない」が33.3%と最も高く、次いで「保証人等の問題」が22.2%であった。

⑤ 入院後に困難であったこと（3つ選んで回答）

項目	回答数
a 地域社会への移行	3 (33.3%)
b 他の施設や医療機関への移行	3 (33.3%)
c 治療や支援の負担	0 (0.0%)
d 罪を犯した人の治療方法や支援経験のある医師や職員がいない	0 (0.0%)
e 医師や職員から理解が得られない	0 (0.0%)
f 他患者への人権侵害やトラブル	1 (11.1%)
g 本人の疾患や障害の状態像が、現在入院している他の患者像と一致しない	0 (0.0%)
h 個人情報の取り扱い	0 (0.0%)
i 入院中治療中の再犯	0 (0.0%)
j 無断外出・無断外泊がある	1 (11.1%)
k その他	1 (11.1%)
合計	9 (100%)

受入れを行なったことが「ある」精神科病院に、受入れ後に困難であったことを尋ねたところ、「地域社会への移行」「他の施設や医療機関への移行」が合わせて66.6%であった。次いで、「他患者への人権侵害やトラブル」「入院中・治療中の再犯」「無断外出・無断外泊がある」が11.1%であった。

⑥ 入院に至らなかった理由（3つ選んで回答）

項目	回答数
a 空床がなかった	0 (0.0%)
b 保証人等の問題	1 (16.7%)
c 費用負担の問題	1 (16.7%)
d 治療や支援の負担	0 (0.0%)
e 罪を犯した人の治療プログラムや経験のある医師や職員がいない	1 (16.7%)
f 退院後の移行先の目途が立たない	1 (16.7%)
g 医師や職員から理解が得られない	0 (0.0%)
h 他患者への人権侵害やトラブルの恐れ	0 (0.0%)
i 本人の犯歴を知る利用者・職員がいる	0 (0.0%)
j 本人の疾患や障害の状態像が、現在入院している他の患者像と一致しない	1 (16.7%)
k 個人情報の不足	0 (0.0%)
l 再犯の可能性	1 (16.7%)
m 罪名	0 (0.0%)
n その他	0 (0.0%)
合計	6 (100%)

受入れを行なったことが「ない」精神科病院に、受入れに至らなかった理由を尋ねたところ、「保証人等の問題」「費用負担の問題」「罪を犯した人の治療プログラムや経験のある医師や職員がいない」「退院後の移行先の目途が立たない」「本人の疾患や障害の状態像が、現在入院している他の患者像と一致しない」が挙げられた。

⑦ 入院を行いやすくするために必要な取り組み（3つ選んで回答）

項目	回答数
a 自治体の積極的な関与	8 (22.2%)
b 保証人等の確保	12 (33.3%)
c 医療機関としての理念や意欲を醸成する	0 (0.0%)
d 医師や職員への研修の実施	2 (5.6%)
e 個人情報への十分な提供	2 (5.6%)
f 専門職の配置	1 (2.8%)
g 特別加算等何らかの加算	3 (8.3%)
h 矯正施設退所前の精神保健福祉手帳取得の手続き	0 (0.0%)
i 仮釈放での保護観察の付与	1 (2.8%)
j 地域の相談機関の関与	5 (13.9%)
k 地域生活定着支援センターの関与	2 (5.6%)
l その他	0 (0.0%)
合計	36 (100%)

矯正施設出所者を受け入れやすくするために必要と考えられる取り組みについて、全ての精神科病院に尋ねたところ、「保証人等の確保」が33.3%と最も高かった。次いで、「自治体の積極的関与」22.2%、「地域の相談機関の関与」13.9%であった。

福祉施設、相談支援機関と同様に「保証人の確保」が最も必要とされている取り組みであることが分かった。

3 病院で受入れた矯正施設退所者の特性

① 入所年度

項目	回答数(%)
平成23年度	5 (11.4%)
平成24年度	3 (6.8%)
平成25年度	15 (34.0%)
平成26年度	12 (27.3%)
平成27年度	9 (20.4%)
合計	44 (100%)

② 性別

項目	回答数(%)
男性	30 (68.2%)
女性	12 (27.3%)
無回答	2 (4.5%)
合計	44 (100%)

③ 入所時の年齢

項目	回答数(%)
20～29歳	7 (15.9%)
30～39歳	14 (31.8%)
40～49歳	7 (15.9%)
50～59歳	3 (6.8%)
60～69歳	8 (18.2%)
70～79歳	3 (6.8%)
無回答	2 (4.5%)
合計	44 (100%)

④ 罪名

項目	回答数(%)
窃盗	18 (40.9%)
詐欺	3 (6.8%)
傷害	2 (4.5%)
住居侵入	1 (2.3%)
強盗	1 (2.3%)
暴行	1 (2.3%)
放火	1 (2.3%)
器物損壊	1 (2.3%)
廃棄物処理法違反	1 (2.3%)
無記入	15 (34.1%)
合計	44 (100%)

⑤ 執行猶予の有無

項目	回答数(%)
有	2 (4.5%)
無	21 (47.7%)
不明	17 (38.6%)
無回答	4 (9.1%)
合計	44 (100%)

⑥ 仮釈放・満期釈放の別

項目	回答数(%)
仮釈放	0 (0.0%)
満期釈放	5 (11.4%)
不明	39 (88.6%)
合計	44 (100%)

⑦ 各種手続き

【障害者手帳】

項目	入院前の状況	入院後の状態
療育手帳	1	1
精神障害者保健福祉手帳	10	21
身体障害者手帳	0	0

【障害支援区分】

項目	入院前の状況	入院後の状態
有	1	6
なし	21	27

【要介護認定】

項目	入院前の状況	入院後の状態
有	0	4
なし	40	37

【医療的支援】

項目	入院前の状況	入院後の状態
受診	15	23
投薬管理	10	15
手術	1	0
その他	4	3

【生活保護】

項目	入院前の状況	入院後の状態
有	1	13
なし	29	26

⑧ 年金

項目	回答数
老齢基礎年金	3
老齢厚生年金	1
障害基礎年金	13
障害厚生年金	0
その他(企業年金)	11

⑨ 現在の状況

項目	回答数(%)
入院中	22 (50.0%)
退院	19 (43.2%)
無回答	3 (6.8%)
合計	44 (100%)

⑩ 退所後の移行先

項目	回答数(%)
老人保健福祉施設	0 (0.0%)
障害者支援施設等	3 (6.8%)
保護施設	0 (0.0%)
病院	1 (2.3%)
単身生活	7 (15.9%)
親族宅	5 (11.4%)
死亡	0 (0.0%)
その他	3 (6.8%)
無回答	25 (56.8%)
合計	44 (100%)

【その他の移行先】

・ 不明

(2) 矯正施設退所者の入院についての意見

記入事項
<p><u>継続的な自治体・多機関との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援者は入院時には中心的な役割担っていたが、入院中に支援者との関わりが薄くなり、退院時は病院が中心的に調整を一任された。入院後も継続して連携支援して頂ける機関が必要。 <p>地域との連携が無ければ、病院の負担が大きく、病状的に退院可能となった際、退院後の帰住先がないまま、長期入院化してしまう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者の資質向上に加え、精神科全般含め、住所地の行政機関が緊密に関与することが必要と思われる。
<p><u>多機関連携における役割分担</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活や経済的な問題解決は、地域支援者が主導で調整をして欲しい。
<p><u>身元引受人の確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・病状にもよるが、医療機関としては身元引受人がいるか否かは重要。 ・身元引受人などの問題で、施設等の受入も難しいケースが多く、結果として病院で、抱え込む事になってしまう。
<p><u>十分なアセスメント（客観的な医療の必要性）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院治療の必要性の有無について、検討された内容、入院が適切と判断された理由を明確にして欲しい。（住む場所がない、これまでの経緯から心配等の見守り的な理由では、入院は適切でない。） ・地域での受入れ先がないため当院での受け入れを行うことが多い。 ・退所後の帰住先がないことが入院依頼の目的となっている。

調査結果と改善の方向性

調査結果と改善の方向性

調査結果 1-1 受入れを行った医療・福祉機関の増加

○福祉施設

・受入れを行なったことが「ある」と答えた施設が25カ所／452ヶ所（5.5%）であった。（前回調査と比較し、受け入れた施設はわずかながら増えている。）

※前回調査では施設入所を受け入れたことが「ある」と答えた施設が19ヶ所／358ヶ所（4.5%）であった。

○相談支援機関

・実際にサービス利用に至るまでの調整についてたずねたところ、調整を行なったことが「ある」と答えた事業所が27ヶ所／149ヶ所（18.1%）であった。

○精神科病院

・受入れを行なったことが「ある」と答えた病院が3ヶ所／30ヶ所（10%）であった。

調査結果 1-2 平成25年度以降の医療・福祉サービス利用人数増加

①受入れ・調整・入院の人数

○福祉施設 ※P9参照

年度	受け入れた人数		高齢者施設		障害者施設		措置施設	
		後日判明した人数		後日判明した人数		後日判明した人数		後日判明した人数
平成23年度	3(6.3%)	1	0(0.0%)	0	0(0.0%)	0	3(10.0%)	1
平成24年度	5(10.4%)	1	0(0.0%)	0	0(0.0%)	0	5(16.7%)	1
平成25年度	10(20.8%)	3	0(0.0%)	0	1(8.3%)	0	9(30.0%)	3
平成26年度	15(31.3%)	1	4(66.7%)	0	4(33.3%)	0	7(23.3%)	1
平成27年度	15(31.3%)	0	2(33.3%)	0	7(58.3%)	0	6(20.0%)	0
合計	48(100%)	6	6(100%)	0	12(100%)	0	30(100%)	6

○相談支援機関 ※P 2 5 参照

年度	受け入れた人数		地域包括支援センター		相談支援事業所		生活困窮者 自立支援相談窓口	
		後日判明 した人数		後日判明 した人数		後日判明 した人数		後日判明 した人数
平成 23 年度	2 (2.4%)	1	1 (4.8%)	1	1 (4.8%)	0	0 (0.0%)	0
平成 24 年度	4 (4.9%)	0	3 (14.3%)	0	1 (4.8%)	0	0 (0.0%)	0
平成 25 年度	18 (22.0%)	1	8 (38.1%)	1	4 (19.0%)	0	6 (15.0%)	0
平成 26 年度	27 (32.9%)	0	5 (23.8%)	0	6 (28.6%)	0	16 (40.0%)	0
平成 27 年度	31 (37.8%)	3	4 (19.0%)	1	9 (42.9%)	2	18 (45.0%)	0
合計	82	5	21 (100%)	3	21 (100%)	2	40 (100%)	0

○精神科病院 ※P 4 2 参照

年度	入院形態					入院を受け入れた人数の内、 入院時には矯正施設退所者 と分からず、後日分かった人
	入院を受け入れ た総人数	任意入院	医療保護入院によ って入院した人	措置入院によつて 入院した人	医療観察制度によつ て入院した人	
平成 23 年度	5 (11.4%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	2 (25.0%)	2 (11.1%)	0
平成 24 年度	3 (6.8%)	1 (10.0%)	0 (0.0%)	1 (12.5%)	1 (5.5%)	0
平成 25 年度	15 (34.1%)	3 (30.0%)	3 (37.5%)	0 (0.0%)	9 (50.0%)	0
平成 26 年度	12 (27.3%)	2 (20.0%)	2 (25.0%)	5 (62.5%)	3 (16.6%)	0
平成 27 年度	9 (20.5%)	3 (30.0%)	3 (37.5%)	0 (0.0%)	3 (16.6%)	0
合計	44 (100%)	10 (100%)	8 (100%)	8 (100%)	18 (100%)	0

結果まとめ 制度の確立によって、矯正施設退所者を地域で支える基盤作りにつながった

前回調査（平成 1 8 年～2 2 年）と比較し、福祉施設における調査対象者の支援数は増加している。この背景として、平成 2 1 年度より、矯正施設退所者を地域の医療・福祉へつなぐ取組みとして、「地域生活定着促進事業」が開始されたことや矯正施設に社会福祉士が配置されたこと。また、平成 2 6 年度 4 月の「障害者総合支援法」施行に伴い「地域移行支援」の対象者に矯正施設入所者も含まれるようになったことや、同年に「生活困窮者自立支援法」のモデル事業開始に伴い、各地域に相談窓口が設置されたことが関係していると推測された。つまり、矯正施設退所者を地域で支えていく制度が出来たことで、どこに相談したらよいか分からなかった矯正施設退所者自身や親族、地域の支援者が相談に行ける場が整いつつあると推測された。一方で、福祉施設と相談支援機関は共に、「身元引受人の不在」「関係機関との連携不足」「専門的な支援スキルの不足」といった前回調査で明らかになった課題を十分に解消しきれないまま、対応に苦慮されている状況が継続していると推測された。

調査結果 2

受入れやすくするために必要な取り組みは、 「身元保証人の確保」が最多

受入れ・調整・入院を行いやすくするために必要な取り組み

○福祉施設（上位3項目抽出）※P15参照

	件数	高齢者施設	障害者施設	措置施設
1 保証人等の確保	179 (21.2%)	109 (22.4%)	57 (19.9%)	13 (18.1%)
2 自治体の積極的関与	123 (14.6%)	82 (16.9%)	27 (9.4%)	14 (19.4%)
3 職員への研修の実施	95 (11.3%)	46 (9.5%)	41 (14.3%)	8 (11.1%)

○相談支援機関（上位3項目を抽出）※P31参照

	件数	地域包括支援 センター	相談支援 事業所	生活困窮者 自立支援相談窓口
1 保証人等の確保	68 (21.1%)	24 (21.8%)	33 (19.4%)	11 (25.6%)
2 医療機関の確実なバックアップ	36 (11.1%)	16 (14.5%)	20 (11.8%)	0 (0.0%)
3 自治体の積極的関与	35 (10.8%)	12 (10.9%)	19 (11.2%)	4 (9.3%)

○精神科病院（上位3項目を抽出）※P46参照

項目	件数
1 保証人等の確保	12 (33.3%)
2 自治体の積極的な関与	8 (22.2%)
3 地域の相談機関の関与	5 (13.9%)

結果まとめ 身元保証人不在によって、様々な課題が生じている

福祉施設、相談支援機関、医療機関の全てが矯正施設を受け入れやすくするために必要な事項として「身元保証人の確保」が最多であった。

この背景には「身元保証人」の役割が多岐にわたることが考えられる。福祉施設においては、入所契約にとどまらず、金銭管理、日用品等の購入、急変時等の受診付添いの支援。また、相談支援機関と病院においては、矯正施設退所者の要介護度の変化や不測の事態が生じた際、他の施設や病院へ移行せざるを得ない時等に必要性を感じている。しかしながら、調査対象者の多くは、社会的に孤立しており、「身元保証人の確保」は困難である人が多い。結果的に、身元保証人がいないことによって、施設の負担感の増加や、医療機関における必要のない長期入院につながっているという意見が多くあった。

調査結果 3-1 相談者の多様化

受入れ・調整・入院の年度別相談件数

○福祉施設（上位3項目を抽出）※P7参照

相談者	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計
1 福祉事務所	4	2	8	5	6	25(36.2%)
2 地域生活定着支援センター	1	2	5	5	4	17(24.6%)
3 保護観察所	0	0	1	3	1	5(7.2%)

○相談支援機関（上位3項目を抽出）※P24参照

相談者	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計
1 福祉事務所	0	1	6	10	11	28(21.7%)
2 本人	0	0	1	10	14	25(19.4%)
3 地域生活定着支援センター	4	2	5	1	4	16(12.4%)

○精神科病院（上位3項目を抽出）※P41参照

相談者	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	合計
1 その他(裁判所)	2	1	11	6	5	25(48.1%)
2 保護観察所	2	2	1	1	1	7(13.5%)
3 矯正施設	1	0	0	4	0	5(9.6%)
3 病院	0	0	1	2	2	5(9.6%)

調査結果 3-2 個人情報の取り扱いに関する支援の困難性

矯正施設退所者の受入れ・調整・入院についての意見（自由記入）

○福祉施設 ※P 2 0 参照

- ・本人の現在の状況(家族関係、生活歴、障害特性、収入)が知りたい。
- ・矯正施設入所中の生活等、本人の人となりを事前に把握する必要がある。
- ・関係機関から入所依頼はあるが、個人情報保護のため、十分に情報を教えて貰えない。
- ・その方の状況について隠さず教えてもらわないと次にはつながらない。警戒するようになると思われる。

○相談支援機関 ※P 3 6 参照

- ・満期出所者の場合、支援に必要な情報を得る手段がない場合が多い。
- ・刑務所での服役経験と保護司がついていたという事実を支援者から引き継がれることなく新たな地で支援し、半年後に犯罪歴が判明し初めて情報をもらうというケースがあった。

結果まとめ 個人情報保護の観点から、支援に必要な情報が不足している

矯正施設退所者が医療・福祉サービスを利用するにあたっては、生活歴・障害特性・犯罪行為等の支援に必要な情報及び、本人の意向を考慮しながら、適切な支援を検討するというプロセスを経ていくものである。しかし、調査対象者は社会的に孤立した人が多く、親族や地域の関係者等から支援に必要な情報を得る手段が少ないという声が多かった。また、相談者は多岐にわたっており、司法・福祉関係者が関わっていたとしても個人情報の保護の観点等から十分な情報提供がなく、再度、犯罪行為が生じてから事実を知ったという意見もあった。

そのため、医療・福祉関係者が必要とする情報提供が不十分になされないと、受入れ前に適切な支援方法や他利用者への配慮等を検討出来ず、結果的に矯正施設退所者の受入れにつながっていかない可能性があるかと推測された。

調査結果 4 - 1

専門性の習得及び

専門性に基づいた支援に対するニーズが多い

矯正施設退所者の受入れ・調整・入院についての意見（自由記入）

○福祉施設 ※P 2 0 参照

- ・どのような注意や配慮が必要なのか、支援現場で理解されていないことが課題。
- ・リスク管理、対象者のアセスメントが深く行われていることが必要。
- ・受け入れをしている施設等の対応や気づき等を教えて頂きたい。

○相談支援機関 ※P 3 6 参照

- ・地域(圏域)ごとに専門的支援機関があれば、医療・福祉サービス事業所等との連携がスムーズに行えると思われる。

○精神科病院 ※P 5 0 参照

- ・入院治療の必要性の有無について、検討された内容、入院が適切と判断された理由を明確にして欲しい。(住む場所がない、これまでの経緯から心配等の見守り的な理由では、入院は適切でない。)

調査結果 4 - 2

特別な配慮を行う医療・福祉機関は多くない

受入れ・調整・入院体制

○福祉施設 ※P 1 1 参照

7) 3)で「ある」と回答された施設・事業所について、どのような体制で受け入れましたか。

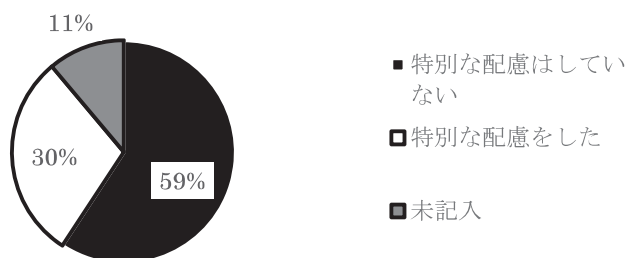


※特別な配慮の内容（自由記述欄）

- ・「施設生活で再犯を犯さぬよう、職員の関わり方や支援（単独外出禁止等）に配慮」
- ・「継続して取り組んでいた勉強会に「犯罪について」をテーマとし、警察に勉強会の講師に来てもらっている」

○相談支援機関 ※P 2 7 参照

7) 3)で「ある」と回答された事業所・機関について、支援を行う際に特別な配慮を行いましたか。

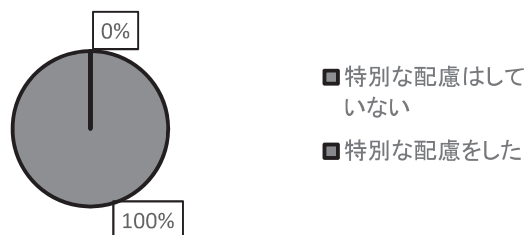


※特別な配慮（自由記述欄）

- ・「個人情報の取り扱いとして公的機関以外の支援（自治会長や民生委員）に情報提供をする際に配慮した」
- ・「地域移行支援の利用。関係機関との頻回な情報共有」

○精神科病院 ※P 4 3 参照

7) 3)で「ある」と回答された医療機関について、どのような体制で受け入れましたか。



調査結果 4 - 3

利用者を受け入れた後に課題となることは、『他利用者とのトラブル』『施設及び地域への移行』が多い

受入れ・調整・入院後に困難であったこと

○福祉施設（上位3項目を抽出）※P13参照

項目	件数	高齢者施設	障害者施設	措置施設
1 他利用者への人権侵害やトラブル	12 (18.8%)	3 (25.0%)	5 (20.0%)	4 (14.8%)
2 施設利用中の再犯	10 (15.6%)	2 (16.7%)	5 (20.0%)	3 (11.1%)
3 将来展望が描けない	7 (10.9%)	2 (16.7%)	3 (12.0%)	2 (7.4%)

○相談支援機関（上位3項目を抽出）※P29参照

項目	件数	地域包括支援センター	相談支援事業所	生活困窮者自立支援相談窓口
1 地域社会への移行	10 (13.7%)	3 (13.0%)	5 (14.7%)	2 (12.5%)
2 調整先の他利用者への人権侵害やトラブルの恐れ	9 (12.3%)	4 (17.4%)	4 (11.8%)	1 (6.3%)
3 罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない	8 (11.0%)	1 (4.3%)	5 (14.7%)	2 (12.5%)

○精神科病院（上位3項目を抽出）※P44参照

項目	件数
1 地域社会への移行	3 (33.3%)
1 他の施設や医療機関への移行	3 (33.3%)
2 他患者への人権侵害やトラブル	1 (11.1%)
2 無断外出・無断外泊がある	1 (11.1%)

結果まとめ 支援経験の不足から、予め十分な配慮を講じることが困難となっている

矯正施設退所者を支援するためには何らかの専門性が必要だと考えているが、支援経験の不足から、専門性に基づいた十分な配慮を講じることが困難な状況だと推測された。

その結果として、福祉施設や相談支援機関においては、支援を受け入れた後に、『他利用者とのトラブル』につながる可能性も高くなり、その状況から次の施設や地域への『移行』を進めていくことも困難だと推測された。また、精神科病院においては、本来は本人に必要な医療を提供する場であるべきだが、どこにも行く場所のない、矯正施設退所者の最後のセーフティネットとして入院を受入れざるを得ない実態を抱えていることも推測された。

調査結果 5 一部機関による受け入れの集中化

受入れ・調整・入院の相談状況

○福祉施設 ※P 6 参照

項目	件数	高齢者施設	障害者施設	措置施設
a ある	35 (12.5%)	6 (3.7%)	14 (15.4%)	15 (62.5%)
b ない	241 (86.4%)	155 (96.3%)	77 (84.6%)	9 (37.5%)
無記入	3 (1.1%)	—	—	—
合計	279 (100%)	161 (100%)	91 (100%)	24 (100%)

○相談支援機関 ※P 2 5 参照

項目	件数	地域包括支援 センター	相談支援 事業所	生活困窮者 自立支援相談窓口
a ある	35 (33.3%)	12 (35.3%)	16 (28.1%)	7 (50.0%)
b ない	69 (65.7%)	21 (61.8%)	41 (71.9%)	7 (50.0%)
無回答	1 (1.0%)	1 (2.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	105 (100%)	34 (100%)	57 (100%)	14 (100%)

○精神科病院 ※P 4 2 参照

項目	件数
a ある	5 (38.5%)
b ない	8 (61.5%)
合計	13 (100%)

結果まとめ 地域の医療・福祉機関及び地域住民に対する支援の理解が不十分であること

福祉施設については前回調査（平成18年～22年）と比較し、矯正施設退所者を受け入れている施設は微増し、入所相談を受けた施設も増加していた。しかしながら、相談を受けたことが無い医療・福祉機関はいずれも半数以上であった。

矯正施設退所者を支援するにあたって、地域から理解が得られないという意見もあり、福祉・医療関係者にとどまらず、地域住民に対して、周知を図ることも矯正施設退所者を地域で支えていくために重要であることが再確認された。

解決の方向性 1 地域毎にノウハウ共有ができる場作り

多くの課題を抱えながらも矯正施設退所者を支援している医療・福祉機関は確実に増えてきている。専門性に基づいた支援が必要と感じながら、支援経験の不足等で、受入れ後に様々な課題にぶち当たることがある。こうした医療・福祉機関が困難と感じている点や工夫した点を共有し、スーパーバイズをし合う場があることで、より効果的な支援方法を見出すことや、多機関連携を図ることが出来、受入れ側の負担感軽減につながると考えられる。また、こうした場が各地域毎に作られることで、より地域に根差した支援を共有できることや、支援したことがない医療・福祉機関も参加することにより、矯正施設退所者の支援のすそ野の広がりが期待できる。

解決の方向性 2

身元保証に係る役割分担及び既存制度の整理

「身元保証の確保」については、医療及び福祉機関のいずれにおいても課題であった。矯正施設退所者ということで、親族等から関わりも拒否されることも多いため、「身元保証人（親族等）」「福祉施設」「行政機関」3者の役割分担が必要不可欠だと推測された。

しかしながら、医療・福祉機関が求める「身元保証人」の機能を完全に補完することは困難だと考えられる。そのため、成年後見制度、権利擁護事業、成年後見人による死後事務委任契約等といった、身元引受人の機能を一部代替する既存の制度や「身元保証人」に係る全国的な動向等の情報を整理することで、身元引受に係る負担軽減につながることが期待できる。

解決の方向性 3

個人情報保護に配慮した上で、司法・福祉関係機関それぞれが支援に必要と考えている情報の共有を図る。

本人の意向や個人情報保護に考慮した上で、司法と医療・福祉機関の双方が支援に必要だと考えている情報（犯罪行為を含む幼少期からの生活歴、障害特性など）を項目化したチェックリスト等を作成することによって、医療・福祉機関の受入に対する不安感の軽減につながることが期待される。

解決の方向性 4

矯正施設退所者に対する正しい理解を深めていくための取り組み 他利用者やその家族、地域からの理解と協力に向けての取組推進

矯正施設退所者の受入れにあたっては、医療・福祉機関もそのための体制を整えることが必要で、具体的には、対象者について理解を深めるための研修等の実施が必要である。

矯正施設退所者は明らかに福祉が手を差し伸べていかななくてはならない人であるが、こうした矯正施設退所者の支援を進めていくためには、受入れ先となる医療・福祉機関においては、他利用者やその家族、さらには地域社会からの理解と協力が必要となってくる。

そのため今後、こうした対象者の状況や支援の必要性を医療・福祉機関のみならず、地域社会に向けても発信し、地域社会からの理解が得られるように努力していく必要がある。

(付録) 各調査票

「福祉施設における罪を犯した人の支援状況調査」

【回答にあたっての留意事項等】

- 調査の目的
-本調査は、矯正施設を退所した人への医療及び福祉的支援の実態把握を行うための調査です。
- 用語の定義
-本調査の「矯正施設」の定義は以下に示す施設といたします。
刑務所、拘置所、少年院、少年刑務所、少年鑑別所、婦人補導院
- 支援の定義
-本調査の「支援」の定義は「施設入所」「短期入所支援(ショートステイ)」といたします。
- 調査対象の期間
-本調査で調査対象とする期間は、平成23年度から平成27年度の5ヵ年といたします。
-「2 矯正施設退所者の施設での受入れについて」以降は5ヵ年の実態について回答してください。
- 回答の方法
-選択肢がある質問項目は、該当する口に、チェックを入れてください。
-回答の順番は特に記載がない限りは、次の設問に進んでください。
-「主なもの3つを選んでください」の記載がない場合は、選択肢より1つを回答してください。
- 留意事項
-同一法人で複数事業所を経営の場合でも各事業所に調査票をお送りしておりますので、各事業所毎に回答をお願いいたします。
-10月31日(月)までに同封の返信用封筒にて返送して下さい。

〒 施設・事業所名 _____
TEL _____
担当者 _____
※回答いただいた内容等について、連絡をとらせていただく
場合がございます。よろしければ回答者を記入してください。

1 基本事項

1) 貴施設・事業所を運営する法人種別を、以下の選択肢から選んでください。

- | | |
|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> a 社会福祉法人 | <input type="checkbox"/> e 民間法人 |
| <input type="checkbox"/> b 医療法人 | <input type="checkbox"/> f 非営利法人 |
| <input type="checkbox"/> c 地方公共団体(県立、市立) | <input type="checkbox"/> g 医療法人 |
| <input type="checkbox"/> d 地方公共団体(区市町直営、一部事務組合) | <input type="checkbox"/> h その他法人() |

2) 貴施設・事業所の種別を、以下の選択肢から選んでください。

〈老人保健福祉施設〉

- | | |
|--|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> a 養護老人ホーム | <input type="checkbox"/> e 介護老人保健施設 |
| <input type="checkbox"/> b 軽費老人ホーム・ケアハウス | <input type="checkbox"/> f 生活支援ハウス |
| <input type="checkbox"/> c 介護療養型医療施設 | |
| <input type="checkbox"/> d 特別養護老人ホーム | |

〈障害者支援施設等〉

- | | |
|--------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> h 療養介護事業所 | <input type="checkbox"/> j 自立訓練事業所(機能訓練・生活訓練) |
| <input type="checkbox"/> i 共同生活援助事業所 | <input type="checkbox"/> k 障害者支援施設(施設入所支援) |

〈保護施設〉

- l 救護施設

3) 貴施設・事業所の所在する市町を記入してください。

_____市・町

4) この調査の回答者の職種(職名)を、以下の選択肢から選んでください。

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> a 法人役員 | <input type="checkbox"/> e 看護職員 |
| <input type="checkbox"/> b 施設長、副施設長 | <input type="checkbox"/> f 介護職員 |
| <input type="checkbox"/> c 事務長・事務局長 | <input type="checkbox"/> g 事務職員 |
| <input type="checkbox"/> d 相談援助系職員 | <input type="checkbox"/> h その他職員() |

「福祉施設における罪を犯した人の支援状況調査」

2 矯正施設退所者の施設・事業所での支援について

1) 矯正施設退所者について、施設・事業所の利用相談を受けたことがありますか。

- a ある → 2)にお進みください。
 b ない → 11)にお進みください。

2) 1)で「ある」と回答された施設について、相談のあった相談者ごとに人数を記入してください。

年度	相談者													合計
	本人	家族	福祉事務所	病院	保護司	保護観察所	矯正施設	民生委員	介護支援専門員	地域包括支援センター	相談支援事業所	地域生活定着支援センター	その他	
平成23年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成24年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成25年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成26年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成27年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

3) 矯正施設退所者について、施設・事業所の利用を受入れたことがありますか。

- a ある → 4)にお進みください。
 b ない → 10)にお進みください。

4) 3)で「ある」と回答された施設・事業所について、受入れ状況について人数を記入してください。

年度	受け入れた人数	
	人	内、入所時には矯正施設退所者と分からず、後日分かった人
平成23年度	人 ()	人 ()
平成24年度	人 ()	人 ()
平成25年度	人 ()	人 ()
平成26年度	人 ()	人 ()
平成27年度	人 ()	人 ()
合計	人 ()	人 ()

「福祉施設における罪を犯した人の支援状況調査」

5) 3)で「ある」と回答された施設において、施設利用の可否を検討する際に、特にどのような点を検討されましたか。主なもの3つを選んでください。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> a 年齢 | <input type="checkbox"/> i 所持金の有無 |
| <input type="checkbox"/> b 犯罪歴 | <input type="checkbox"/> j 年金等社会保険の加入状況 |
| <input type="checkbox"/> c 生活歴 | <input type="checkbox"/> k 本人の判断能力 |
| <input type="checkbox"/> d 矯正施設での処遇状況 | <input type="checkbox"/> l 親族・家族関係 |
| <input type="checkbox"/> e 貴施設退所後の受け入れ先の有無 | <input type="checkbox"/> m 保証人の有無 |
| <input type="checkbox"/> f 本人の希望・意欲 | <input type="checkbox"/> n 成年後見人の有無 |
| <input type="checkbox"/> g 疾患の有無や程度 | <input type="checkbox"/> o 福祉事務所の協力・関与 |
| <input type="checkbox"/> h 障害や要介護の状態 | <input type="checkbox"/> p その他 () |

6) 3)で「ある」と回答された施設・事業所は、別紙に詳細について記入してください。

7) 3)で「ある」と回答された施設・事業所について、どのような体制で受け入れましたか。

- a 特別な配慮はしていない(他の利用者と同様の環境設定や支援プログラム)
- b 特別な配慮をした(他の利用者とは別の環境設定や支援プログラム)

↓

【特別な配慮の内容を教えてください】

8) 3)で「ある」と回答された施設・事業所で、受け入れる際に課題となったことについて、主なもの3つを選んでください。

- a 契約の問題(本人の判断能力の低さ等)
- b 援護を実施する自治体の問題(自治体からの協力を得にくい等)
- c 保証人等の問題(身元引受人がいない、医療同意者がいない等)
- d 費用負担の問題(本人の経済状況が脆弱である等)
- e 介護や支援の負担(職員の精神的・体力的負担等)
- f 罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない
- g 職員から理解が得られない
- h 他利用者への人権侵害やトラブルの恐れ
- i 本人の犯歴を知る利用者・職員がいる(本人の名誉棄損、行動制限などの本人の人権侵害につながる)
- j 本人の障害や要介護の状態像が、現在施設を利用している他の利用者像と一致しない
(他の利用者と比較し、本人の状態が重すぎる又は軽すぎる等)
- k 本人の身体的・精神的疾患の状態により対応が困難(医療機関のバックアップがないと対応が困難等)
- l 個人情報の不足(本人の生活歴等が十分でない等)
- m 本人又は家族の同意(本人又は家族が利用を望まない、利用に同意しない等)
- n 再犯の可能性(高い可能性で再犯の恐れがある等)
- o 罪名(罪の重さ、他利用者等への影響等)
- p 各種手帳の取得の問題(手帳を未取得又は取得が困難等)
- q 介護認定、障害支援区分認定の問題
(必要な介護量・支援量からすると認定結果が低い又は認定が困難等)
- r その他 ()

「福祉施設における罪を犯した人の支援状況調査」

9) 3)で「ある」と回答された施設・事業所で、受け入れた後に困難であったことについて、主なもの3つを選んでください。

- a 将来展望が描けない
- b 地域社会への移行(地域において受入れ体制が整わない等)
- c 他の施設や医療機関への移行(次の受入れ先施設や医療機関を探すことが困難等)
- d 介護や支援の負担(職員の精神的・体力的負担、職員への人権侵害やトラブル)
- e 罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない
- f 職員から理解が得られない
- g 他利用者への人権侵害やトラブル
- h 本人の障害や要介護の状態像が、現在施設を利用している他の利用者像と一致しない(他の利用者と比較し、本人の状態が重すぎる又は軽すぎる等)
- i 個人情報の取り扱い(本人の情報の取り扱いについて細心の注意を払う必要がある等)
- j 施設利用中の再犯(施設内外において再犯やそれに準ずる行為があった等)
- k 無断外出・無断外泊がある
- l その他(

10) 3)で「ない」と回答された施設・事業所で、その理由について、主なもの3つを選んでください。

- a 定員がいっぱいであった
- b 契約の問題(本人の判断能力の低さ等)
- c 援護を実施する自治体の問題(自治体からの協力を得にくい等)
- d 保証人等の問題(身元引受人がいない、医療同意者がいない等)
- e 費用負担の問題(本人の経済状況が脆弱である等)
- f 介護や支援の負担(職員の精神的・体力的負担)
- g 罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない
- h 職員から理解が得られない
- i 他利用者への人権侵害やトラブルの恐れがあった
- j 本人の犯歴を知る利用者・職員がいる(本人の名誉棄損、行動制限などの本人の人権侵害につながる)
- k 本人の身体的・精神的疾患の状態により対応が困難(医療機関のバックアップがないと対応が困難等)
- l 本人の障害や要介護の状態像が、現在施設を利用している他の利用者像と一致しなかった(他の利用者と比較し、本人の状態が重すぎる又は軽すぎる等)
- m 個人情報の不足(本人の生活歴等が十分でない等)
- n 本人又は家族の同意(本人又は家族が利用を望まない、利用に同意しない等)
- o 再犯の可能性(高い可能性で再犯の恐れがある等)
- p 罪名(罪の重さ、他利用者等への影響)
- q 各種手帳の取得の問題(手帳を未取得又は取得が困難等)
- r 介護認定、障害支援区分認定の問題(必要な介護量・支援量からすると認定結果が低い又は認定が困難等)
- s その他()

「福祉施設における罪を犯した人の支援状況調査」

11) 矯正施設退所者を受入れやすくするために必要と考えられる取組について、主なもの 3つを選んでください。

- a 自治体の積極的関与(措置の積極的な運用等)
- b 保証人等の確保(身元引受人の設定や保証人の代替サービスの利用等)
- c 公益法人・施設の理念や意欲を醸成する
- d 職員への研修(罪を犯した人への支援方法等)の実施
- e 個人情報の十分な提供
- f 専門職の配置
- g 特別加算等何らかの加算
- h 矯正施設退所前の各種手帳取得の手続き
- i 介護認定、障害支援区分において実際の介護や支援の体制を反映した高い判定
- j 医療機関の確実なバックアップ
- k 矯正施設退所前の各種年金取得の手続き
- l 満期出所後に支援を受けることを義務づけるような法的枠組み
- m 仮釈放での保護観察の付与
- n 更生保護施設の利用後の受け入れ
- o 矯正施設入所中の面談等
- p 地域生活定着支援センターの関与
- q その他()

12) 4)で「入所時には矯正施設退所者と分からず、後日分かった人」がいると回答された施設・事業所で、そのことが判明した後の対応について、振り返ってお気づきのことなどを自由に記入してください。

[]

13) 矯正施設退所者を福祉施設・事業所で受け入れることのご意見について自由に記入してください。

[]

調査内容は以上です。ご多用のところ、ご協力ありがとうございました。

3 支援した人の詳細

2の3)で「ある」と回答されたと回答された施設・事業所で、受け入れた人の詳細について記入してください。なお、回答にあたっては、該当する記号に○または□にしを記入いただき、必要に応じて、等級等を記入してください。() 枚中 () 枚目

NO	入所年度	性別	入所時の年齢	罪名	刑期	執行猶予の有無	仮釈放・満期釈放の別	障害者手帳	障害支援区分	要介護認定	医療的支援	生活保護	年金	現在の状況	「現在の状況」で「b.退所」と答えた方の退所後の移行先
						無			入所前の状況						
	a. H23年度 b. H24年度 c. H25年度 d. H26年度 e. H27年度	a. 男 b. 女				a. 有 b. 無 c. 不明	a. 仮釈放 b. 満期釈放	<input type="checkbox"/> 療育手帳(等級)) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(等級)) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(等級)) a. 有 b. なし c. 不明	<input type="checkbox"/> 療育手帳(等級)) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(等級)) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(等級)) a. 有 b. なし c. 不明	<input type="checkbox"/> 要支援(1,2) <input type="checkbox"/> 要介護(1,2,3,4,5) a. 有 b. なし c. 不明	<input type="checkbox"/> 受診 <input type="checkbox"/> 投薬管理 <input type="checkbox"/> 手術 <input type="checkbox"/> その他 a. 有 b. なし c. 不明	<input type="checkbox"/> 生活保護 a. 有 b. なし c. 不明	老齢基礎年金 老齢厚生年金 障害基礎年金 障害厚生年金 その他() a. 有 b. なし c. 不明	a. 入所中 b. 退所	a. 老人保健福祉施設 b. 障害者支援施設・事業所等 c. 保護施設 d. 病院 e. 単身生活 f. 親族宅 g. 死亡 h. その他()
						a. 有 b. 無 c. 不明	a. 仮釈放 b. 満期釈放	<input type="checkbox"/> 療育手帳(等級)) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(等級)) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(等級)) a. 有 b. なし c. 不明	<input type="checkbox"/> 療育手帳(等級)) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(等級)) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(等級)) a. 有 b. なし c. 不明	<input type="checkbox"/> 要支援(1,2) <input type="checkbox"/> 要介護(1,2,3,4,5) a. 有 b. なし c. 不明	<input type="checkbox"/> 受診 <input type="checkbox"/> 投薬管理 <input type="checkbox"/> 手術 <input type="checkbox"/> その他 a. 有 b. なし c. 不明	<input type="checkbox"/> 生活保護 a. 有 b. なし c. 不明	老齢基礎年金 老齢厚生年金 障害基礎年金 障害厚生年金 その他() a. 有 b. なし c. 不明	a. 入所中 b. 退所	a. 老人保健福祉施設 b. 障害者支援施設・事業所等 c. 保護施設 d. 病院 e. 単身生活 f. 親族宅 g. 死亡 h. その他()
						a. 有 b. 無 c. 不明	a. 仮釈放 b. 満期釈放	<input type="checkbox"/> 療育手帳(等級)) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(等級)) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(等級)) a. 有 b. なし c. 不明	<input type="checkbox"/> 療育手帳(等級)) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳(等級)) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(等級)) a. 有 b. なし c. 不明	<input type="checkbox"/> 要支援(1,2) <input type="checkbox"/> 要介護(1,2,3,4,5) a. 有 b. なし c. 不明	<input type="checkbox"/> 受診 <input type="checkbox"/> 投薬管理 <input type="checkbox"/> 手術 <input type="checkbox"/> その他 a. 有 b. なし c. 不明	<input type="checkbox"/> 生活保護 a. 有 b. なし c. 不明	老齢基礎年金 老齢厚生年金 障害基礎年金 障害厚生年金 その他() a. 有 b. なし c. 不明	a. 入所中 b. 退所	a. 老人保健福祉施設 b. 障害者支援施設・事業所等 c. 保護施設 d. 病院 e. 単身生活 f. 親族宅 g. 死亡 h. その他()

※必要に応じて本様式をコピーして利用してください。

「相談支援機関における罪を犯した人の支援状況調査」

【回答にあたっての留意事項等】

- 調査の目的
 - ・本調査は、矯正施設を退所した人への医療及び福祉的支援の実態把握を行うための調査です。
- 用語の定義
 - ・本調査の「矯正施設」の定義は以下に示す施設といたします。
刑務所、拘置所、少年院、少年刑務所、少年鑑別所、婦人補導院
- 支援の定義
 - ・相談支援事業所・・・障害者総合支援法における「自立支援給付」「地域生活援助事業」といたします。
 - ・地域包括支援センター・・・老人福祉法と介護保険法におけるサービスの利用援助といたします。
 - ・生活困窮者自立支援窓口・・・生活困窮者自立支援法における支援といたします。
- 調査対象の期間
 - ・本調査で調査対象とする期間は、平成23年度から平成27年度の5年間といたします。
 - ・「2 矯正施設退所者の施設での受入れについて」以降は5年間の実態について回答してください。
- 回答の方法
 - ・選択肢がある質問項目は、該当する□に、チェックを入れてください。
 - ・回答の順番は特に記載がない限りは、次の設問に進んでください。
 - ・「主なもの3つを選んでください」の記載がない場合は、選択肢より1つを回答してください。
- 回答期限
 - ・10月31日(月)までに同封の返信用封筒にて返送して下さい。

「 事業所名

回 答 者 T E L

者 担当者

「 ※回答いただいた内容等について、連絡をとらせていただく場合がございます。よろしければ回答者を記入してください。

1 基本事項

1) 貴事業所・機関を運営する法人種別を、以下の選択肢から選んでください。

- | | |
|--|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> a 社会福祉法人 | <input type="checkbox"/> e 医療法人 |
| <input type="checkbox"/> b 地方公共団体(県市町直営) | <input type="checkbox"/> g 営利法人 |
| <input type="checkbox"/> c 民間法人(社団、財団) | <input type="checkbox"/> h その他法人() |
| <input type="checkbox"/> d 非営利法人 | |

2) 貴施設・事業所の種別を、以下の選択肢から選んでください。

- | | |
|---------------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> a 地域包括支援センター | <input type="checkbox"/> c 相談支援事業所 |
| <input type="checkbox"/> b 生活困窮者自立支援法 | |

3) 貴事業所名・機関の所在する市町を記入して下さい。

市・町

4) この調査の回答者の職種(職名)を、以下の選択肢から選んでください。

- | | |
|-------------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> a 管理者 | <input type="checkbox"/> c 相談援助系職員 |
| <input type="checkbox"/> b 保健、医療系職員 | <input type="checkbox"/> d その他の職員 () |

「相談支援機関における罪を犯した人の支援状況調査」

2 矯正施設退所者の事業所・機関での受入れについて

1) 矯正施設退所者について、福祉サービス利用の相談を受けたことがありますか。

- a ある → 2)にお進みください。
 b ない → 11)にお進みください。

2) 1)で「ある」と回答された施設について、相談のあった相談者ごとに人数を記入してください。

年度	相談者													合計
	本人	家族	福祉事務所	病院	保護司	保護観察所	矯正施設	民生委員	介護支援専門員	地域包括支援センター	相談支援事業所	地域生活定着支援センター	その他	
平成23年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成24年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成25年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成26年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成27年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

3) 矯正施設退所者について、福祉サービスの利用に至るまで支援を行ったことがありますか。

- a ある → 4)にお進みください。
 b ない → 10)にお進みください。

4) 3)で「ある」と回答された事業所・機関について、受入れ状況について人数を記入してください。

年度	支援した人数	
	内、相談時には矯正施設退所者と分らず、後日分かった人	
平成23年度	人	(人)
平成24年度	人	(人)
平成25年度	人	(人)
平成26年度	人	(人)
平成27年度	人	(人)
合計	人	(人)

「相談支援機関における罪を犯した人の支援状況調査」

5) 3)で「ある」と回答された事業所・機関において、支援を検討する際に、特にどのような点を検討されましたか。主なもの3つを選んでください。

- | | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> a 年齢 | <input type="checkbox"/> i 所持金の有無 |
| <input type="checkbox"/> b 犯罪歴 | <input type="checkbox"/> j 年金等社会保険の加入状況 |
| <input type="checkbox"/> c 生活歴 | <input type="checkbox"/> k 本人の判断能力 |
| <input type="checkbox"/> d 矯正施設での処遇状況 | <input type="checkbox"/> l 親族・家族関係 |
| <input type="checkbox"/> e 貴施設退所後の受け入れ先の有無 | <input type="checkbox"/> m 保証人の有無 |
| <input type="checkbox"/> f 本人の希望・意欲 | <input type="checkbox"/> n 成年後見人の有無 |
| <input type="checkbox"/> g 疾患の有無や程度 | <input type="checkbox"/> o 福祉事務所の協力・関与 |
| <input type="checkbox"/> h 障害や要介護の状態 | <input type="checkbox"/> p その他 () |

6) 3)で「ある」と回答された事業所・機関は、別紙に詳細について記入してください。

7) 3)で「ある」と回答された事業所・機関について、支援を行う際に特別な配慮を行いましたか。

- a 特別な配慮はしていない(他の利用者と同様の環境設定や支援)
 b 特別な配慮をした(他の利用者とは別の環境設定や支援)



【特別な配慮の内容を教えてください】

8) 3)で「ある」と回答された事業所・機関で、支援を行う際に課題となったことについて、主なもの3つを選んでください。

- a 契約の問題(本人の判断能力の低さ等)
 b 援護を実施する自治体の問題(自治体からの協力が得られにくい等)
 c 保証人等の問題(身元引受人がいない、医療同意者がいない等)
 d 費用負担の問題(本人の経済状況が脆弱である等)
 e 本人の犯歴を知る利用者・職員がいる(本人の名誉棄損、行動制限などの本人の人権侵害につながる)
 f 罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない
 g 職員から理解が得られない
 h 調整先の他利用者への人権侵害やトラブルの恐れ
 i 本人の犯歴を知る利用者・職員がいる(本人の名誉棄損、行動制限などの本人の人権侵害につながる)
 j 本人の障害や要介護の状態像が、調整先の他利用者像と一致しない
(他の利用者と比較し、本人の状態が重すぎる又は軽すぎる等)
 k 本人の身体的・精神的疾患の状態により対応が困難(医療機関のバックアップがないと対応が困難等)
 l 個人情報不足(本人の生活歴等が十分でない等)
 m 本人又は家族の同意(本人又は家族が利用を望まない、利用に同意しない等)
 n 再犯の可能性(高い可能性で再犯の恐れがある等)
 o 罪名(罪の重さ、他利用者等への影響等)
 p 各種手帳の取得の問題(手帳を未取得又は取得が困難等)
 q 介護認定、障害程度区分認定の問題
(必要な介護量・支援量からすると認定結果が低い又は認定が困難等)
 r その他()

「相談支援機関における罪を犯した人の支援状況調査」

9) 3)で「ある」と回答された事業所・機関で、受け入れた後に困難であったことについて、主なもの3つを選んでください。

- a 将来展望が描けない
- b 地域社会への移行(地域において受入れ体制が整わない等)
- c 他の施設や医療機関への移行(次の受入れ先施設や医療機関を探すことが困難等)
- d 支援の負担(職員の精神的・体力的負担)
- e 罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない
- f 職員から理解が得られない
- g 調整先の他利用者への人権侵害やトラブルの恐れ
- h 本人の障害や要介護の状態像が、調整先の他利用者像と一致しない
(他の利用者と比較し、本人の状態が重すぎる又は軽すぎる等)
- i 個人情報の取り扱い(本人の情報の取り扱いについて細心の注意を払う必要がある等)
- j 施設利用中の再犯(施設内外において再犯やそれに準ずる行為があった等)
- k 無断外出・無断外泊がある
- l その他(

10) 3)で「ない」と回答された事業所・機関で、その理由について、主なもの3つを選んでください。

- a 調整先の定員がいっぱいであった
- b 契約の問題(本人の判断能力の低さ等)
- c 援護を実施する自治体の問題(自治体からの協力が得られにくい等)
- d 保証人等の問題(身元引受人がいない、医療同意者がいない等)
- e 費用負担の問題(本人の経済状況が脆弱である等)
- f 支援の負担(職員の精神的・体力的負担)
- g 罪を犯した人の支援についてスキルや経験のある職員がいない
- h 職員から理解が得られない
- i 調整先の他利用者への人権侵害やトラブルの恐れがあった
- j 本人の犯歴を知る利用者・職員がいる(本人の名誉棄損、行動制限などの本人の人権侵害につながる)
- k 本人の障害や要介護の状態像が、調整先の他利用者像と一致しない
(他の利用者と比較し、本人の状態が重すぎる又は軽すぎる等)
- l 本人の身体的・精神的疾患の状態により対応が困難(医療機関のバックアップがないと対応が困難等)
- m 個人情報の不足(本人の生活歴等が十分でない等)
- n 本人又は家族の同意(本人又は家族が利用を望まない、利用に同意しない等)
- o 再犯の可能性(高い可能性で再犯の恐れがある等)
- p 罪名(罪の重さ、他利用者等への影響)
- q 各種手帳の取得の問題(手帳を未取得又は取得が困難等)
- r 介護認定、障害程度区分認定の問題
(必要な介護量・支援量からすると認定結果が低い又は認定が困難等)
- s その他()

「相談支援機関における罪を犯した人の支援状況調査」

11) 矯正施設退所者を受入れやすくするために必要と考えられる取組について、主なもの 3つを選んでください。

- a 自治体の積極的関与(措置の積極的な運用等)
- b 保証人等の確保(身元引受人の設定や保証人の代替サービスの利用等)
- c 公益法人・施設の理念や意欲を醸成する
- d 職員への研修(罪を犯した人への支援方法等)の実施
- e 個人情報の十分な提供
- f 専門職の配置
- g 特別加算等何らかの加算
- h 矯正施設退所前の各種手帳取得の手続き
- i 介護認定、障害程度区分において実際の介護や支援の体制を反映した高い判定
- j 医療機関の確実なバックアップ
- k 矯正施設退所前の各種年金取得の手続き
- l 満期出所後に支援を受けることを義務づけるような法的枠組み
- m 仮釈放での保護観察の付与
- n 更生保護施設の利用後の受け入れ
- o 矯正施設入所中の面談等
- p 地域生活定着支援センターの関与
- q その他()

12) 4)で「入所時には矯正施設退所者と分ならず、後日分かった人」がいると回答された事業所・機関で、そのことが判明した後の施設側の対応について、振り返ってお気づきのことなどを自由に記入してください。

()

13) 矯正施設退所者の支援を行うことのご意見について自由に記入してください。

()

調査内容は以上です。お忙しいところ、ご多用ありがとうございました。

「精神科病院における罪を犯した人の支援状況調査」

2 矯正施設退所者の医療機関での支援について

1) 矯正施設退所者について、入院の相談を受けたことがありますか。

- a ある → 2)にお進みください。
 b ない → 11)にお進みください。

2) 1)で「ある」と回答された施設について、相談のあった相談者ごとに人数を記入してください。

年度	相談者													合計
	本人	家族	福祉事務所	病院	保護司	保護観察所	矯正施設	民生委員	介護支援専門員	地域包括支援センター	相談支援事業所	地域生活定着支援センター	その他	
平成23年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成24年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成25年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成26年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
平成27年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

3) 矯正施設退所者の入院を受入れたことがありますか。

- a ある → 4)にお進みください。
 b ない → 10)にお進みください。

4) 3)で「ある」と回答された医療機関について、入院時の状況について人数を記入してください。

年度	入院を受け入れた総人数	入院時の状況				入院を受け入れた総人数の内、入院時には矯正施設退所者と分ならず、後日分かった人
		任意入院	医療保護入院によって入院した人	措置入院によって入院した人	医療観察制度によって入院した人	
平成23年度	人	人	人	人	人	人
平成24年度	人	人	人	人	人	人
平成25年度	人	人	人	人	人	人
平成26年度	人	人	人	人	人	人
平成27年度	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人

5) 3)で「ある」と回答された医療機関において、矯正施設退所者の平均入院期間について記入してください。

() 年 () ヶ月 ※ おおよその期間で結構です。

6) 3)で「ある」と回答された医療機関は、別紙に詳細について記入してください。

「精神科病院における罪を犯した人の支援状況調査」

7) 3)で「ある」と回答された医療機関について、どのような体制で受け入れましたか。

- a 特別な配慮はしていない(他の利用者と同様の環境設定や治療プログラム)
- b 特別な配慮をした(他の利用者とは別の環境設定や治療プログラム)



【特別な配慮の内容を教えてください】

8) 3)で「ある」と回答された医療機関で、入院を受け入れる際に課題となったことについて、主なもの3つを選んでください。

- a 保証人等の問題(身元引受人がない、医療保護入院における保護者の同意が得られない等)
- b 費用負担の問題(本人の経済状況が脆弱である等)
- c 治療や支援の負担(医師や職員の精神的・体力的負担等)
- d 罪を犯した人の治療方法や支援経験のある医師や職員がいない
- e 退院後の移行先の目的が立たない
- f 医師や職員から理解が得られない
- g 他患者への人権侵害やトラブルの恐れ
- h 本人の犯歴を知る利用者・職員がいる(本人の名誉棄損、行動制限などの本人の人権侵害につながる)
- i 本人の疾患や障害の状態像が、現在入院している他の患者像と一致しない
- j (他の患者と比較し、本人の状態が重すぎる又は軽すぎる等)
- k 個人情報の不足(本人の生活歴や既往歴等が十分でない等)
- l 本人又は家族の同意(本人又は家族が治療を望まない、治療に同意しない等)
- m 罪名(罪の重さ、他患者への影響等)
- n その他()

9) 3)で「ある」と回答された医療機関で、入院を受け入れた後に困難であったことについて、主なもの3つを選んでください。

- a 地域社会への移行(退院後の受入れ体制が整わない等)
- b 他の施設や医療機関への移行(次の受入れ先施設や医療機関を探すことが困難等)
- c 治療や支援の負担(職員の精神的・体力的負担)
- d 罪を犯した人の治療方法や支援経験のある医師や職員がいない
- e 医師や職員から理解が得られない
- f 他患者への人権侵害やトラブル
- g 本人の疾患や障害の状態像が、現在入院している他の患者像と一致しない
- h 個人情報の取り扱い(本人の情報の取り扱いについて細心の注意を払う必要がある等)
- i 入院治療中の再犯(院内外において再犯やそれに準ずる行為があった等)
- j 無断外出・無断外泊がある
- k その他()

「精神科病院における罪を犯した人の支援状況調査」

10) 3)で「ない」と回答された医療機関で、その理由について、主なもの3つを選んでください。

- a 空床がなかった
- b 保証人等の問題(身元引受人がない、医療保護入院における保護者の同意が得られない等)
- c 費用負担の問題(本人の経済状況が脆弱である等)
- d 治療や支援の負担(医師や職員の精神的・体力的負担等)
- e 罪を犯した人の治療プログラムや経験のある医師や職員がいない
- f 退院後の移行先の目途が立たない
- g 医師や職員から理解が得られない
- h 他患者への人権侵害やトラブルの恐れ
- i 本人の犯歴を知る利用者・職員がいる(本人の名誉棄損、行動制限などの本人の人権侵害につながる)
- j 本人の疾患や障害の状態像が、現在入院している他の患者像と一致しない
(他の患者と比較し、本人の状態が重すぎる又は軽すぎる等)
- k 個人情報の不足(本人の生活歴や既往歴等が十分でない等)
- l 再犯の可能性(高い可能性で再犯の恐れがある等)
- m 罪名(罪の重さ、他患者への影響等)
- n その他()

11) 矯正施設退所者の入院を受け入れやすくするために必要と考えられる取組について、主なもの3つを選んでください。

- a 自治体の積極的な関与(措置の積極的な運用等)
- b 保証人等の確保(身元引受人の設定や保証人の代替サービスの利用等)
- c 医療機関としての理念や意欲を醸成する
- d 医師や職員への研修(罪を犯した人への支援方法等)の実施
- e 個人情報の十分な提供
- f 専門職の配置
- g 特別加算等何らかの加算
- h 矯正施設退所前の精神保健福祉手帳取得の手続き
- i 仮釈放での保護観察の付与
- j 地域の相談機関(地域包括支援センターや相談支援事業所等)の関与
- k 地域生活定着支援センターの関与
- l その他()

12) 4)で「入院時には矯正施設退所者と分ならず、後日分かった人」がいると回答された医療機関で、そのことが判明した後の医療機関側の対応について、振り返ってお気づきのことなどを自由に記入してください。

()

13) 矯正施設退所者を医療機関で入院を受け入れることのご意見について自由に記入してください。

()

調査内容は以上です。ご多用のところ、ご協力ありがとうございました。

3 支援した人の詳細

2の3)である」と回答されたと回答された医療機関で、受け入れた人の詳細について記入してください。なお、回答にあたっては、該当する記号に○または□にシを記入いただき、必要に応じて、等級等を記入してください。() 枚中 () 枚目

NO	入所年度	性別	入所時の年齢	罪名	刑期	執行猶予の有無	仮釈放・満期釈放の別	障害者手帳	障害支援区分	要介護認定	医療的支援	生活保護	年金	現在の状況	「現在の状況」で「b.退院」と答えた方の退院後の移行先
	a. H23年度 b. H24年度 c. H25年度 d. H26年度 e. H27年度	a. 男 b. 女				a. 有 b. 無 c. 不明	a. 仮釈放 b. 満期釈放	<p>a. 有</p> <p>療育手帳(等級)) 精神障害者 保健福祉手帳(等級) 身体障害者手帳(等級)</p> <p>b. なし c. 不明</p>	<p>a. 有</p> <p>区分(1,2,3,4,5,6)</p> <p>b. なし c. 不明</p>	<p>a. 有</p> <p>要支援(1,2) 要介護(1,2,3,4,5)</p> <p>b. なし c. 不明</p>	<p>a. 有</p> <p>受診 投薬管理 手術 その他</p> <p>b. なし c. 不明</p>	<p>a. 有</p> <p>基礎年金 厚生年金 障害基礎年金 障害厚生年金 その他</p> <p>b. なし</p>	<p>a. 入院中 b. 退院</p>	<p>a. 老人保健福祉施設 b. 障害者支援施設・事業所等 c. 保護施設 d. 病院 e. 単身生活 f. 親族宅 g. 死亡 h. その他()</p>	
	a. H23年度 b. H24年度 c. H25年度 d. H26年度 e. H27年度	a. 男 b. 女				a. 有 b. 無 c. 不明	a. 仮釈放 b. 満期釈放	<p>a. 有</p> <p>療育手帳(等級)) 精神障害者 保健福祉手帳(等級) 身体障害者手帳(等級)</p> <p>b. なし c. 不明</p>	<p>a. 有</p> <p>区分(1,2,3,4,5,6)</p> <p>b. なし c. 不明</p>	<p>a. 有</p> <p>要支援(1,2) 要介護(1,2,3,4,5)</p> <p>b. なし c. 不明</p>	<p>a. 有</p> <p>受診 投薬管理 手術 その他</p> <p>b. なし c. 不明</p>	<p>a. 有</p> <p>基礎年金 厚生年金 障害基礎年金 障害厚生年金 その他</p> <p>b. なし</p>	<p>a. 入院中 b. 退院</p>	<p>a. 老人保健福祉施設 b. 障害者支援施設・事業所等 c. 保護施設 d. 病院 e. 単身生活 f. 親族宅 g. 死亡 h. その他()</p>	
	a. H23年度 b. H24年度 c. H25年度 d. H26年度 e. H27年度	a. 男 b. 女				a. 有 b. 無 c. 不明	a. 仮釈放 b. 満期釈放	<p>a. 有</p> <p>療育手帳(等級)) 精神障害者 保健福祉手帳(等級) 身体障害者手帳(等級)</p> <p>b. なし c. 不明</p>	<p>a. 有</p> <p>区分(1,2,3,4,5,6)</p> <p>b. なし c. 不明</p>	<p>a. 有</p> <p>要支援(1,2) 要介護(1,2,3,4,5)</p> <p>b. なし c. 不明</p>	<p>a. 有</p> <p>受診 投薬管理 手術 その他</p> <p>b. なし c. 不明</p>	<p>a. 有</p> <p>基礎年金 厚生年金 障害基礎年金 障害厚生年金 その他</p> <p>b. なし</p>	<p>a. 入院中 b. 退院</p>	<p>a. 老人保健福祉施設 b. 障害者支援施設・事業所等 c. 保護施設 d. 病院 e. 単身生活 f. 親族宅 g. 死亡 h. その他()</p>	

※必要に応じて本様式をコピーして利用してください。



この事業は、赤い羽根共同募金の配分金により実施しています。